

プロフィール

木村 晋介 氏 (きむら しんすけ)

1945年 長崎県生まれ

1967年 中央大学卒業

1970年 弁護士開業

木村晋介法律事務所所長

(社)日本消費者生活アドバイザーコンサルタント協会理事

通産省割賦販売審議会専門委員

日本カンボジア法律家の会代表

カンボジア市民フォーラム代表世話人

近 著 「僕の考えた死の準備」法研

「裁判が良くわかる本」広済堂出版・監修

「いろはかるたの真実」本の雑誌社・対談集

主な著書「消費者取引判例ガイド」有斐閣・共著

「二十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「六十歳の法律ガイド」有斐閣・共著

「キムラ弁護士大熱血青春記」本の雑誌社

「発作的座談会」本の雑誌社・対談集

「キムラ弁護士が駆けてゆく」角川文庫

「キムラ弁護士がうさぎ跳び」角川文庫

「巷にあふれるいい話」岩波ブックレット

「見果てぬ夢にサイドアタック」筑摩書房・対談集

「八丈島のロックンロール」筑摩書房

「竹林からかぐや姫」筑摩書房

現在出演番組 フジテレビ「ビッグ・トゥデイ」

テレビ朝日「TVタックル」

連載エッセイ等「キムラ弁護士大熱血事件帖」本の雑誌社

プロフィール

伊藤 芳朗 (いとう よしろう)

1960年 大阪府生まれ

東京大学法学部卒

昭和59年 司法試験合格

昭和62年 司法研修所卒業

弁護士登録 (東京弁護士会所属)

平成2年 伊藤法律事務所開設

平成6年4月 伊藤・水野法律事務所として拡張

平成8年7月 クレスト法律事務所として拡張
現在に至る

主な弁護士会活動等

- 日本弁護士連合会消費者委員会幹事 (宗教と消費者問題小委員会担当)
- 日本弁護士連合会「子どもの権利委員会」委員
- 東京弁護士会「子どもの人権と少年法に関する委員会」委員
- 東京弁護士会「子どもの人権救済センター運営協議会」委員
- 東京弁護士会「弁護士業務妨害対策協議会」委員
- 「オウム真理教被害対策弁護団」所属
- 靈感商法被害救済弁護士連絡会所属
- 「坂本弁護士と家族を救う全国弁護士の会」所属

得意分野

- 民事、商事 (会社法・手形小切手)、家事
- 無体財産権 (著作権)
- 少年事件、子どもの人権
- カルト宗教を中心とした消費者問題
- 医療関係

主な論文・著作物

- 「少年の刑事事件 (いわゆる逆送事件) について」
法律実務研究第7号 (東京弁護士会編)
- 「少年事件における動機理解と『動機の背景』探求の重要性」
犯罪社会学研究15号 (日本犯罪社会学会編)
- 「被害者・信者の社会復帰にあたって差別問題などをどう考えるか」
法学セミナー1996年4月号 [特集] 震災・「オウム」で憲法入門
(発行・日本評論社)
- 「オウム真理教と坂本弁護士事件」
世界 1995年6月号第609号 特集/オウム事件・停滞社会の病理 (発行・岩波書店)
- 「ボクが弁護士になった理由 (ワケ)」 (発行・教育史料出版会)

趣味

- 音楽鑑賞 (クラシック、オペラ) ・登山

プロフィール

今井 秀智氏 (いまい ひでのり)

新潟県出身

昭和59年 中央大学卒業

昭和61年 司法試験合格

昭和61年～平成元年 LEC東京リーガルマインドにて司法試験専任講師

平成3年～平成9年 東京地検検事→岡山地検→東京地検→横浜地検

平成9年4月 弁護士登録

検事在職中、岡山地検にて少年係を2年担当し、いじめによる自殺事件、暴走族グループによる傷害致死事件等を処理する。また、横浜地検では、暴力係を担当し、組織犯罪を多数手がける。

弁護士登録後、インターネット等の不正アクセスに対する法律問題の研究を始める。

プロフィール

小松 進氏 (こまつすすむ)

1938年 秋田県生まれ

東京教育大学文学部卒

一橋大学大学院法学研究科博士課程中退

現在 大東文化大学法学部教授

刑事法・医事法担当

主要著書・論文

「医師法」 青林書院

「歯科医師法」 青林書院

「医療と刑罰」 現代刑罰法大系 3 所収 日本評論社

「偽証罪」 現代刑法講座 4 所収 成文堂

など。

少年犯罪と法の役割

971211 伊藤 芳朗

I. 検察官関与論と弁護士会の動向

- 職権主義構造下での検察官関与は反対で一致
- 当事者主義構造での検察官関与は意見が別れている
- 少年の特性に応じた議論を

II. 重罰化問題

- 逆送年齢引下げ問題
- 懲罰と教育
- 逆送制度への疑問
- 少年院の実態と法務省通達

少年犯罪と法の役割

97/12/11 小松 進

1、「少年犯罪」とは

2、犯罪と社会

3、成人と未成年

4、最近の事件から

—— 暮れも押し詰まっておりますのに、このシンポジウムに参加いただきましてありがとうございます。また、講師の先生方、お忙しい中を講師をお引き受けいただきまして、ありがとうございました。

今年は、年度始まってしばらくしてから大変おぞましい事件が起きたものですから、今年度はこのテーマを扱ってみようかということで温めておりましたが、ほかにも「これ、どうだろうか」ということがありましたものですから決めかねておまして、夏休みが終わった頃に、もう時間もありませんから、木村先生にどうでしょうかということでお話をいたしましたら、少年法の問題を絡めて扱っていかうということになりまして、急遽、本日のテーマのような形になりました。

ここに講師として見えておられる先生方は、それぞれ少年法も、あるいは少年事件も扱っておりますので、本日、大変含蓄のあるお話を伺えるかと思えます。ひとつよろしく願いいたします。

終わりましたから皆さんから質疑応答で質問を受けたいと思いますので、何分よろしくお願いいたします。

では、早速始めさせていただきます。

申しおくれましたが、司会を例年のごとく木村晋介先生にお願いいたします。司会だけではなくて、そのうち「発言もさせろ」と言われるかもしれませんので、兼ねまして司会及び講師という形で先生にはよろしくお願いいたします。

木村　こんにちは。弁護士の木村です。

毎年、その年を代表する事件をテーマにして、「法律の今を考える」というようなテーマでシンポジウムをやっています。今までいろいろなことをやってきました。最初は、覚えていらっしゃいますでしょうか、大林雅子さんという方がいらっしゃいまして、この方の婚約解消事件があり、これをテーマに「家族法を考える」、そこからスタートしまして、サラ金問題もやりましたし、去年がHIVの問題、安楽死の問題もやりましたし、雇用平等の問題もやりました。

前に伊藤さんに来ていただいたのは、オウムの、まさにあの年はオウム一色みたいな年で、そのときに伊藤先生に来ていただき、今日は2回目の出演をお願いしたということです。

小松先生はこの大学の先生ですから、学生の皆さんはご存知であると思いますが、法学部教授の小松進先生。前にも一度、講師でお出になりましたね。

小松　オウムのときに。

木村　やっぱりそうですか。オウム兄弟みたいなものですね。(笑い)

それからもう一人、真ん中に座っているのが今井秀智さんで、私の事務所の新人弁護士です。新人弁護士なのになんでこんなところにずうずうしく出てきたかといいますと、プロフィールのところに書いてありますように、それまで6年間、検察官をやってこられて、その中で少年事件もたくさん扱ってこられたので。伊藤先生は少年事件の弁護士、付添人といいますが、そういうサイドから議論を出してもらおう。今井さんのほうは、検察官の立場から見た少年事件の風景といいますか、そういうものをベースにして出していただくということで、角度を変えた議論ができるのではないかということで、今日、引っぱり出されてきているわけです。

そういうことなので、大変おもしろいシンポジウムになるだろうということは、このメンバーから、おもしろくなって当たり前と思います。講師の皆さんには、できるだけ、少年事件についてふだん勉強していない方でもわかるように、わかりやすくお話をいただきたいのと、小松先生には最初に、少年事件とはそもそも何なのか、少年法とは何なのかというところから説きおこしたお話をさせていただいて、議論の素材を提供していただきたいと思っております。

手元には、少年法をコピーして配っておりますし、レジュメと資料もあります。私は『週刊読売』に連載を持っておりまして、その中で神戸のA少年の事件について取り上げたことが二、三度あったなと思って今日ひっくり返してみましたら、6回も取り上げていたということがわかりましたので、自分が取り上げたものをコピーしてお配りしましたので、後でいろいろ質問したり議論するときの素材に使っていただければいい。それからもう一つ、今年の犯罪白書の中から、少年法を考える上での基本的なデータになるようなものを、グラフを六つだけ抜いて皆さんのお手元に届けてありますので、講師の話を聞きながらこの辺をチラチラと横目で見ただけであれば、話がわかりやすくなるのではないかと考えております。

それでは早速、小松先生から、問題提起を含めてお話をいただきたいと思っております。

小松　こんにちは。ご紹介いただきました小松でございます。

最初にお断わりをしておきたいと思っております。私の話はレジュメの内容と少々違います。他の講師の先生方のレジュメを拝見して話の内容を変えましたので、恐縮ですが、レジュメにとらわれずに話をさせていただくということです。

さて本日は、少年犯罪ということをテーマに挙げてありますが、「少年非行」といった言葉から入っていこうと思っております。それから少年法の概略といいたしめようか、少年非行に対する法の基本的な枠組み、そういったところをお話したいと思っております。それからお二人の先生の前座になるような、なぜそういう議論が出てくるかといったところへつなげればと思っております。ということで若干お話を申し上げようと思っております。

「少年犯罪と法の役割」というテーマですが、このテーマは非常に難解だと思います。といいますのは、「少年犯罪」という言葉ですが、これは少年法の中には出てこない言葉です。そういう意味で、「少年犯罪とは何か」ということをまず考えてみようと思っております。それから「法の役割」ということですが、少年の非行をめぐってどういう法律があって、どういう内容のものかというところをお話できればと思っております。

お手元に少年法のコピーを差し上げてありますが、それを見ながら聞いていただきたいと思っております。

まず、「少年犯罪」と言う場合の「少年」とは何か。これは特に難しくはないのですが、少年法の最初のところにあります。少年法の2条に、少年法でいう「少年」とは20歳未満だと、こういうふうに定義されております。ですから、20歳未満はみんな少年ということになります。では少年法はどのような少年を対象にするのか。少年法の3条で、この少年法が扱う三つの種類の少年を挙げております。犯罪少年、罪を犯した少年です。それから2号の14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年、触法少年といえます。「14歳未満」というところをご記憶いただきたいと思っております。3番目が虞犯少年です。罪を犯す虞れがあるということで虞犯といいますが、20歳未満で罪を犯す虞れがあれば全部ここへ入る。次にイロハ

ニとありますが、これは罪を犯す虞れの内容が四つに分類して挙げられております。こういった少年を少年法では対象にして扱うということです。

言葉のほうへまた戻りますが、「少年犯罪」という場合に、犯罪を指しているといいますが、これはどういうのが犯罪かということになります。犯罪というのは、それを行ったことによって刑罰を課せられる、その原因になるような行為を犯罪と言っているわけです。それでは少年犯罪とは何か。少年法では、「犯罪少年」という言葉は使っておりますが、「犯罪」という言葉に限定されるかどうかといいますが、そうではなくて、触法少年とか虞犯少年も扱っている。かなり面倒ですが、「少年犯罪」と言う場合に、少年非行を含めて、厳密な意味で犯罪でない行為も含めて「少年犯罪」と言う場合がありますし、少年の非行と犯罪と並べて同じことを言う場合もあります。犯罪と非行と両方含めて「少年犯罪」という言葉を使ったりするのだとご理解いただければと思います。厳密な意味では、論理的に整合性がないような、そういう言葉です。

面倒な話はその程度にしまして、成人の犯罪と少年の犯罪を比べた場合に、成人と違った取り扱いをするというのが今日のテーマになると思います。犯罪あるいは非行において20歳以上の成人の場合となぜ違った取り扱いをするかといいますが、それは少年法の1条をご覧くださいなのですが、そこに少年法の本質が書かれています。簡単に言いますと、健全育成を目指すのだ、その健全育成という点から、裁判で犯罪ということで刑罰を課することを第一にしないで、非行のある少年に対して、性格の矯正、環境の調整といった保護処分を行うのだ、というのが少年法の狙いです。

なぜ少年に成人に対する対応と違った保護をするかという点については、何点か考えられると思いますが、一つには、少年の場合には心身の発達が途中であって未成熟である、社会的な経験が乏しいので成人と同じような手続で裁判をすると不利益を受けるかもしれない、そういった点から特別な扱いをしようということにしているわけです。さらに、実際にはまだ犯罪になっていないのだけれど、犯罪を犯す虞れのある少年も「保護」という観点から手続に加えていこうということだろうと思います。もう一つは、そういう理由で少年法を設けているわけですが、成人と違ったシステムで処理していこうということで、少年の場合は、これからたくさん出てまいります、審判という手続で扱おうということになっているわけです。

理念といえましょうか、少年を特別扱いにする理由と、どういうところが特別であるかという点を、いくつか紹介しようと思います。

それは少年法の中にいろいろ出ておりますが、犯罪のモデルで考えていきますと、犯罪が起きてそれを捜査するというのが通常であります。その捜査の段階では、これは少年であるからなるべく普通の成人と違った扱いをしろというようなことが、いろんな法律に書かれております。例えばちょっと難しくなりますが、警察官が犯罪捜査をするときに基本にするのが刑事訴訟法ですが、それ以外に犯罪捜査規範という、内規というところちょっと言葉が正確ではありませんが、法律の下ルール、規則があります。その中では、少年の場合は、疑いがあっても職場から呼び出したり同行したりしないとか、面接をするときにあまり長くないようにとか、少年の保護・育成ということを考えて調べ方をしろというのが条文になっております。少年法の1条の精神を踏みにじらないような、それに沿った捜査をしろというこ

とを書いています。一番わかりいいところを一つ出しますと、お手元の少年法の61条。少年の事件については写真を出したりしちゃいかんというのが法律に盛り込まれています。そういった捜査から手続の段階で少年の保護を考えた特別の取り扱いをしろということが、法律で決められております。

それからもう1点は、通常の成人の場合と違って少年事件というのは、警察で調べた後に家庭裁判所へ送られます。検察庁から家庭裁判所へ送られるわけです。調べるシステムとしては、裁判ではなくて、まず調査をする。事件は全部家庭裁判所へ送られることになっておりますので、家庭裁判所で、調査官という、検察官でもないし裁判官でもない、特別な公務員を置いて事件を調査させる。経歴から、家庭環境から、友達づき合いから、いろんな個人的な情報を調査して、どういう扱いをすればその少年にとって一番適切か、そういうデータ集めをするシステムになっております。全部を家庭裁判所へ送って調査を受けるというのは、これは保護を第一に考えているという点があらわれていることだろうと思います。

家庭裁判所へ送られた後で、調査が終わると審判という手続に入りますが、その審判の内容には基本的には検察官が関与しないということになっている。非行の事実は、家庭裁判所が、裁判官が調査官を使って事実を明らかにする。それから両親、付添人から事情を聞いて、どういう扱いにするかを決める。普通の成人の裁判とはかなり違ったシステムで行われております。これはいずれも少年の保護という面から考えているわけです。

特例をもう一つ、今度は処分の段階ですが、細かいところは省略いたしまして、家庭裁判所で調べた結果、どうもこの非行は悪質であるから刑罰のほうが適当だと考えられた場合には、家庭裁判所から検察庁へ送り返されます。これは伊藤先生のレジュメにもありますように、逆送という手続をすることになっております。逆送になりますと、今度は成人の場合と同じようにやりますが、年齢で見ますと、刑罰の特例があります。これは週刊誌なんかにも出ていますが、犯罪を犯すとき、非行するときに18歳未満であれば絶対に死刑がないという規定であります。無期のときには10年以上15年という間で行う。罪一等を減ずるといった扱いが少年についてはあります。

少年の年齢で見えていきますと、年齢とともに特別扱いがこういうふうになっていると整理できるかと思えます。

まず、14歳というところで一区切りであります。この14歳というのは、犯罪として罰しない年齢ということ。それから、14歳から16歳という年齢がもう一つポイントになります。これは今回の事件でわりと気がつかれたかと思えますが、16歳以上でないと、検察庁へ送り返せない。逆に言いますと、刑事裁判はないということです。それが16歳です。16歳以下であれば、例外なく少年保護という扱いをする。16歳以上になりますと、犯罪の性質によっては、成人と同じように刑罰を課したほうがいいと考えられますと、検察庁へ送り返すということがある。それから、18歳というところで重い刑罰に特例を設けている。ただ、18歳のほうは、犯罪を犯すときですから、ずっとそのまま続きますが、16歳というのは、送り返すときに16歳ということになります。そうすると、最初の調査の段階で時間が過ぎますと問題が出てまいります。不公平といえますか、そういう問題が出てまいります。14、16、18、20という年齢によってその取り扱いが違ってくるということをひとつご記憶いただければ、後の先生方の話がわかりいいかと思えます。

こういういろんな点で、少年であるということで現行法では特例を設けております。ところがその特例についていろいろな問題が出てきて、いま検討すべきではないかという議論が出てきております。

現在の少年法は戦後できた少年法ですが、戦後の少年非行、少年犯罪の動きを大ざっぱに見てみますと、戦後、三つの増加した時期、ピークがあったと言われております。第一のピークは昭和26年（1951年）です。この辺に第一次のピークがあった。第二のピークが、昭和39年（1964年）頃です。この時期に第二の山があります。もう少し下がりました、昭和58年（1983年）頃に3番目のピークがあります。それからやや横ばいかちょっと下がりました、平成に入って最近またちょっと上向きになってきているというのが、少年非行の大ざっぱな動きです。

戦後、26年の第一のピークの時期というのは、昭和26年というのはご経験がある方は会場には何人かしかいないと思います。その時期に、もう死語になりましたが、「浮浪児」という言葉がありました。これは、戦災孤児、戦争で両親あるいは住むところがなくなって経済が混乱している時代に、今で言いますとストリート・チャイルドということになりましょうか、そういう集団がありまして、他人の家の食料とかニワトリを盗ってきて食べる、あるいはこそ泥をやるとか、そういった非行が非常に増えた。言ってみれば、これは生きるための非行だったのです。保護者がいない、親がもう戦争でいない、家が空襲でなくなっている、そういう時代の非行です。それが第一期の特徴だろうと思います。

第二のピークの時期は1964年（昭和39年）ですが、この時期は、見当がつくと思いますが、高度成長で世の中が景気がよかった時代。そういう時代に非行が増えてきている。これは楽しむための非行だった。あるいは人の持っている新しい高価な物が欲しいために非行に走る。最近もそれがありますが、どちらかという生きるためではなくて物欲、享乐的、楽しみ、そういう点からの非行が増えたと言われております。豊かな社会での非行です。

それから58年以降ですが、これは非行のための非行といった感じです。何と言ったらいいかちょっとわかりませんが、当時のことを考えてみますと、「頭にきた」という言葉、それで非行する。非行のための非行、あるいは了解不能といいたいでしょうか、世代ギャップみたいなものを感じます。なぜ非行に走るのかというのがあまりはっきりしていない時期の非行という特徴になるかと思っております。

こうした非行のピークがあったわけですが、最近の非行については幾つかの特徴的なことが指摘されております。一つは、非行が低年齢化している。年齢が下がってきた。中学生が中心ですが、小学生にまで下がってきているというのが一つです。もう一つは、非行が、特別なグループの少年ではなくて、ごく普通の少年に非行が及んできている。例えば、貧しい家庭であるとか、片親であるとかいった欠損家庭、そういう特別な家庭ではなくて、一般の中流で両親が揃っている、そういう家庭の子弟が非行に走るというケースが出てきているということが指摘されております。

こういった現代の非行の背景を考えておくほうが改正論議が出てくる背景にまたなると思っておりますので、それを二、三、私の気がついたところを挙げておきたいと思っております。現代の非行の特徴の背景といいたいでしょうか、そういう点です。

その一つは、家庭の機能が喪失していることだろうと思っております。核家族化が進んできて、

「少子化」という言葉がいま使われるようになってきました。そういう家庭で親子の対話が少ない。父親は家庭で子どもとコミュニケーションが取れない、スキンシップがない。それから、家庭そのものが変質しているという部分もあると思います。教育の場としての家庭の機能が破壊されているのではないかというのが第一点です。

それから、今度は社会という面から見ますと、学校教育が変わってきているのではないかとよく指摘されていることですが、先生のほうがサラリーマン化したということ。教育内容が競争社会で学歴社会に必ずや応ずるために強化される、詰め込み主義になっているとか、いろいろ言われております。そういった点があると思います。それが校内暴力とかいじめとかいう形に出てきているのだらうと思います。

もう一つは、社会の変化という点だと思いますが、社会の都市化が進んできたために地域社会が変化している。昔なら隣近所で隣の子どもも叱ったのに、今はお隣の子どもを叱るといようなことはまずありません。マンションなんかですと、どういう子どもがいるのかさえわからない。地域社会が今まで子どもの教育に果たしてきた機能が失われてきているのではないかと。それから、開発によって遊び場がなくなったということも言われている。自然に触れる機会がなくなった。こういったことが進んでいる。

特にその中で問題になりますのは、都市化されて人々の生活が匿名化されてきている。どこの誰かというのがわからない。そのときだけの人間関係です。すれ違ったら誰かわからない。私のマンションも学校の近くですが、自転車置場に近くの学校に通う生徒がどんどん入れていく。誰かわからない。それを見つけたときに注意しようとしても、朝の時間1時間もついているわけにいきません。そうすると平気で置いていく。最近もっとすごくなったと思うのは、「ジベタリアン」という言葉が出てきたあれだらうと思いますが、平気なんですね。それを注意しないということです。

いろいろ言いましたが、そういうところから、低年齢化、体格がよくなったために粗暴な犯罪がある。

それからもう一つは、近年言われているのは、最も嫌いな言葉ですが、援助交際というのがあります。これは売春です。それをオブラートのような言葉で言えば、非行でないかのようによい言います。しかもマスコミでは、一定の年齢が過ぎればなくなる、一過性である、と言う。そういう扱い方自体も、非行に対して問題だらうと思います。

いろいろ申し上げましたが、そういったところから、今までの、少年は未熟である、これから教育をして立派な成人に育てる、そういう保護という考え方を今のように徹底といたしまししょうか、今のような形で保護をするのはどうかという議論が出てきているわけです。それが年齢をどうするかという問題、それから審判の場面で、今は検察官という告発する側の専門の人がいないという構造を変えたらどうかといったような議論が出てきているわけです。

大ざっぱな前置きですが、時間もありますので、後でまた付け加えさせていただくことにして、私の役目を果たさせていただきます。(拍手)

木村 どうもありがとうございました。

小松先生に、少年犯罪、少年法、いま起こっている現実の少年犯罪の背景にどんなものがあるのかということを知りやすく説明していただきましたので、次の議論が大変しやすくなったと思います。

それでは伊藤さんから、レジュメも出ておりますが、弁護士の立場から、特に少年法の改正議論がいま出てきておりますので、そこにポイントを合わせて、改正はか非か、あるいは改正議論の中で私たちが考えなければならないことについて問題提起をしていただきたいと思います。

伊藤 皆さん、こんにちは。弁護士の伊藤です。

私のレジュメをまず最初にご覧ください。私の名前が書いてあるものですが、大きな項目で「検察官関与論と弁護士会の動向」というのが一つ書いてありまして、2番目に「重罰化問題」と書いてあります。今日はせっかく検察官をやめたばかりの今井先生が横にいらっしゃるので、少年法改正議論を正面からたたかいたい。でも、先生が検察官をやめたということは、検察官がいやになってやめたんですか。

今井 違います、違います。

伊藤 ということになりますと、検察官の立場で今井先生からお話をいただけたと思いますから、私のほうは弁護士の立場から、少年審判、そして少年法ということをお話を聞いていきたいと思っております。

いま私が紹介しました検察官関与論と重罰化問題、この二つが少年法改正論議の大きな二つの柱です。検察官関与論というのは、古くは、少年法ができたばかりのときから議論はあったのですが、最近、検察官を少年審判に関与させたらどうかという話は、例の山形のマット事件、山形明倫中の事件、あれで少年6人のうち3人が不処分、つまり無罪になって、残りの3人が少年院送致、つまり有罪になった。普通の大人であれば、そういうアンバランスなことが起これば、有罪になったほうは少年が控訴します。無罪になったほうは検察官が控訴します。ところが少年法、少年審判では、検察官が関与していないから、無罪になったところで、それを控訴——抗告というのですが、抗告する人がいないということで、やっぱり少年手続というのをおかしいではないかという議論になった。これは非常に有名な話です。

この問題と関連しているのですが、重罰化問題というのは、これは言わずと知れた今年例の神戸の連続児童殺傷事件で、まず一つは、14歳、15歳の子どもはどんなことをしても懲役刑を科することができないわけです。それでいいのかというような議論、つまり、刑罰を低年齢化させてはどうかという問題。それから、少年院というのは大体1年ちょっとすれば出てきてしまう、そんなに短くていいのかという問題。つまり期間を長期化させよう。その二つの方向での重罰化の議論がなされてきているという状況です。

さて、この二つを論じるために、私が経験してきた少年事件、少年審判の具体例を取りあげながらお話をしていきたいと思っております。

まず検察官関与論の問題ですが、検察官関与については、少なくとも私が所属している東京弁護士会は、終始一貫して反対してきている。私自身も、検察官は少年審判にはいらないと、こういうふうに強く思っています。検察官がなくとも、私は今の少年審判そのものは非常にいい方向に来ていると思っておりますよ。

少年審判と大人の刑事裁判とどこが違うのかというのだけ頭に入れておいてください。呼び名とかそういうのは一切こだわりませんので、違うところだけをお話しますと、まず裁判官がいます。これは大人も少年も同じです。被告人に当たるのがいて、それを弁護する弁護人がいるわけです。ここまでは同じ。さっきから言っていますように、大人の刑事裁判だと

検察官がいるけれども、少年審判では検察官はいないわけです。そのかわりにいるのが家庭裁判所の調査官という人です。これはちょっと前になりますが、魚戸おさむさんの「家裁の人」という桑田判事の漫画、あれなんか読むと調査官というのがいっぱい出てきますが、これは家庭裁判所の一つの機関でして、少年の環境、生い立ち、学校での様子、そういったことを調査してって意見を出す人です。こういう人がいるわけです。

私は、確かにオウム真理教のことでいろいろ引っぱられちゃいましたけれども、もともとは少年事件が好きで、子どもの人権が好きで、教育問題をやりたいから弁護士になったというところがありまして、今まで随分たくさん少年事件をやってきました。今からお話する1本目の話も、実はきのう少年審判があって、中等少年院送致が決定されたというホヤホヤの事件です。

私がなぜそんなに少年事件が好きでやりたがっているかといいますと、少年審判をやっていますと、裁判官も調査官も鑑別所の技官、保護観察を受けていれば保護司さんとか、学校の先生とか、もちろん付添人も、みんなが同じ一つのベクトルに向かって、つまりその少年をどうやったら更生できるだろうかというベクトルに向かってみんなで角突き合わせて考える、その雰囲気大好きなんですよ。

大人の刑事事件はそういうわけにはいきません。まず裁判官は、起訴状一本主義といいまして、予断・偏見を持ちちゃいけないので、裁判が始まるまで裁判官の目にはその事件は一切触れないのです。そうは言っても、例えばオウム真理教の事件なんか、毎日毎日、麻原があんなことやった、こんなことやった、と出ているわけですね。裁判官はどうしているかという、なるべくそういうのを見ないようにする。それぐらい気を遣って、予断・偏見を持たないようにしようとするのです。それで弁護士と検察官は1対1の喧嘩をするわけです。その喧嘩を見ていて、裁判官が「うーん、こっち」というふうにする。これが大人の刑事裁判です。

これに対して少年事件というのは、例えば今回の事件でも私がなぜ付添人になったかという、法律扶助協会というお助け団体がありまして、その法律扶助協会に調査官が「これは私一人では手に負えないから、弁護士さんをつけてくれ」と言うのです。それで私は扶助協会から頼まれてつくわけです。

まず最初に何をやるか。調査官と裁判官と会って協議するのです。この子どもをどういうふうにもっていきましょうかと。これが子どもの審判なのです。大人と全然違うということがおわかりいただけると思います。

私がきのう審判を終えたばかりの事件、この事件は別に有名な事件でも何でもありません。19歳の少年でして、捕まったのは恐喝と窃盗です。知り合ったばかりのホステスの女の子を脅して現金とキャッシュカードを取って、そのキャッシュカードでお金を下ろして、全部で240万ぐらい取っちゃった。取っちゃってどうしたかという、「わぁ、こんなにたくさん取った」というので、その子は喜んで、それを持って沖縄のリゾートホテルに行ってお金を豪遊して、お金がなくなったので警察に電話して自白して保護してもらったと、こういう事件です。とんでもない事件でしょう。

こいつは、とんでもないというのはそれだけではなくて、中学校3年生のときからそんなことを繰り返しているわけです。パチンコをやるためにじいちゃん、ばあちゃんから金を取っ

てはパチンコをやり続け、金がポッと大量に取れたら今度はキャバクラに行ったりして遊ぶ。少年院にも行くのですが、帰ってきても定着しないですぐ家出して、人をだましたり、お金を盗んだり、脅して取ったり。最近はかなり破滅的な行動で、暴力団の事務所に入ったりしていたかと思うと、その事務所からお金を持ち逃げしたり。名古屋に行って、名古屋のやくざ事務所に行って、今度はまたお金を盗んできたりと、ものすごいことをやっているわけです。

そういう少年でも、私は本当にかわいそうだなと思えてしまったのは何かといいますと、結局彼はこういう生き立ちを過ごしてきたのです。

まず、実のお母さんが3歳のときに離婚します。離婚した原因は、お母さんが浮気して別の男性と出ていっちゃったのです。弟がいたのですが、どうもその弟の出生が、本当にお父さんの子か浮気相手の子かわからんということで、彼はお父さんのところに残るのですが、弟はお母さんが連れて行って、もうそれっきりです。それっきりで、一度も会ったことがない。

6歳のときに、今度はお父さんが再婚するのです。最初は継母とうまくいっているように見えたのですが、継母に子どもができてから彼は結構疎外されるようになる。自分は家に閉じ込められて、遊びに行くのも許してもらえないという状況になる。それで小学校1年、2年のときから盗癖が始まるのです。

小学校1年生や2年生で盗みが出るというのは、それは子どもの資質とかそういうのじゃないです。親子関係にある意味でアピールをしたいわけです。簡単に言えば、怒ってほしい、叱ってほしい、自分のことを振り向いてほしい、そういうものなのです。ところがお父さんはどうしたか。しょうがないなということで温かく迎えてくれたらよかったです。もう面倒くさい子どもだということで、おじいちゃん、おばあちゃんのところへ預けて、もう7年間預けっ放し、会うのは年に2回ぐらいという状況。

だけれども彼は、じいちゃん、ばあちゃんのところに行って、小学校、中学校とずっと野球に打ち込んで、その間は全然非行はないのです。全くない。非行が再び始まったのは、その野球部が終わってから、つまり引退してからです。引退してから友達にパチンコ屋に連れてってもらったのがきっかけで、パチンコにやみつきになって。パチンコって、ご存じの方もおられると思いますが、使い出したらきりがありませんよね。というわけで、どんどんばあちゃんの金をくすねてはパチンコにいそしんだ。

彼が中3の1月、親戚で盗難事件が起こる。そのときに彼がちょっとそこにいたことがあったというので、疑われるのです。彼は今でも「あれは僕じゃない」と言うんだけど、彼はそこで責められて責められて、たまたまなくなって家出する。それが最初の家出だったのです。それから警察に保護されるまでの間、いろいろなところで盗みを繰り返しながら生活していた。

それで一たん児童相談所に入れられるのですが、すぐ継母とお父さんが引き取るということで、引き取るのです。そのときは継母はそんなにいじめたりはしなかったらしいですが、彼は小学校のときの心の傷があるから一緒にいたくないということで、友達のところへ転がり込んでいううちに、そのときは定時制高校に通っていたのですが、だんだん学校にも行かなくなって中退しちゃう。

その後、他人のお金に手をつけて短期少年院に行くのですが、帰ってきても結局また同じようなことを繰り返して家に居つかなくなって、今回240万という事件を起こして連れてこられたのです。

彼と話していても、ものすごく投げやりなわけですよ。調査官が面接しても、「どうせ自分の人生なんか、どうなったっていいんだ」とか言うのですね。見た目はほとんど若いヤクザそのものみたいな顔をしているんですよ。

私も受けたのが遅かったのですが、わずか10日ばかりの間に3回会いに行きました。3回会いに行っているいろいろな話をしているうちに、なんだかんだ言って、この子は、実のお母さんがいなくなったということが、ものすごく「捨てられた」という気持ちになっちゃっているのですね。私は2回目のときに、ずっと話をしていた「君はお母さんに会いたい？」というふうに聞いたんです。見た目はヤクザみたいな子ですよ。「お母さんに会いたい？」と聞いたら、「僕は、別に僕から会いに行こうとは思わない。ただ……」と言ったまま泣いちゃいました。それだけツッパっているやつが、「ただ」の後は、要は「実のお母さんのほうから僕に会いに来てほしい」ということが言いたかったのでしょう。

それから私は、お父さんがなかなか捕まらなかったのですが、お父さんは仕事がピンチで、家にも帰らないで外で寝泊りしながらトラックの運転手をやっているんですが、何とか審判前に会いまして、いろいろ話をしました。結局わだかまりになっている一番大きな原因だったのは、実のお母さんが出ていった理由をお父さんは言わなかったのですね。今でも言っていない。そのことが少年にとったらすごくわだかまりになったというのです。そのときのお父さんの言い方がよくなかったと思います。「ねえねえお父さん、なんで僕のお母さんは出ていったの？」と言ったら、「おまえは子どもなんだから関係ない」と言ったのですね。これについて少年は審判のときに言いました。「親が別れて出ていったというのは大人の勝手じゃないか。なんで大人の勝手に僕が二度とお母さんにあえなくなるんだという気持ちが出て、それからお父さんに対してわだかまりが出てきたのです」と。これが小学校1、2年頃の話です。

そういう子ですから、結局、お母さんに捨てられた、自分を抱擁してくれる相手がないということが、心の中で一つのボコッと大きな穴のようにになっているわけです。とりあえず野球に夢中になっていた頃は、野球がそれを満たした。だけど野球が終わってしまったら、それを満たすものがない。だからとにかく何か享楽にふけているとか、あるいは女の子のところへ転がり込んでいるとか、何かして心の穴を埋めないと、いてもたってもいられない。それがそういう行動の繰り返しになったのだということがわかったのです。

きのうの審判のときにも、まず裁判官のほうから実のお母さんの話が出て、彼が涙をポロリと流したんです。私が次に、尋問というか、少年審判は本当はこういう平場でやるのですが、私のほうからお父さんに「お父さん、ご覧になりましたか。彼はこんなにツッパッていても、実のお母さんのことに話が触れただけで、こんな公のいろんないかめしい人がたくさんいる場で涙が出るんですよ。それほど彼にとってお母さんというのは大事だったんだ。お父さん、あなたは『どうやってこの子を育てていったいいかわからん』と言いましたね。でも、私は思うんです。例えば前回の短期少年院（6ヵ月ぐらい少年院に入っていたんです）、『その間、お父さんは何回面会に行きましたか？』と言ったら、お父さんは『3、4回』と言う。彼に

『何回お父さんは面会に来てくれた?』と言ったら、『1回』と言う。お父さん、彼が『1回』と言ったのは、ひょっとしたら間違いかもしれない。本当は3、4回来たかもしれない。でも彼は、1回しか来ていない、言葉ではそういう言い方をするけれども、その本当の気持ちは、もっとたくさん来てほしかった、そういうふうに理解してください」という話をしたのです。お父さんは「わかりました」ということだったんです。

この事件は、最初から、調査官も鑑別所の技官も中等少年院送致意見、私も、彼は240万も盗んだ、ホステスがそれで泣いているんです、だからやっぱりそれなりの償いはしなくちゃならないから、「おまえ、少年院に行け」と、それは私も言っていました。結論はある意味では決まっていたようなものです。だけれども、結論なんてどうでもいいのです。別に私は弁護士だから軽くしようなんて思っていません。彼が出てきたときに本当に立ち直れるかということ少年審判では考えるわけです。これから1年ちょっとの間、お父さんが月に1回(少年院は月に1回しか面会できませんからね)、少年院からも「たくさん来過ぎですから来ないでください」と、それぐらい言われるまでにお父さんが通ったら、ちょっとは彼も変わってくれるんじゃないかと思うんですよね。

それが私が一番最近やった少年事件です。

私は、この少年審判の中に検察官が混じっているという風景が、どうしても思い浮かばないのですよ。検察官というのは、ある意味では警察と同じで、その人のやった事件が何であるかということをはっきりさせて、どんなに悪いやつかということ徹底的に洗い出すというのが基本的な職業です。ですから、その中で「おまえは本当に悪いやつだ」と言ったって、そんなことはみんなわかっているのですよ。裁判官だってわかっていますし、弁護士だってわかっているわけです。そういうことじゃなくて、この子どもをどうやったら更生させられるか、これをずっと考えてやるのが少年審判だと私は思うのです。

時間がかなりなくなってきましたので、あとは簡単に話しますが、例えばもう10年ぐらい前の事件なので皆さんはご存じないかもしれないけれども、四谷一中の熱血教師刺殺事件というのがあったんです。四谷一中で台湾籍だった少年が担任の教師を刺し殺したという事件です。

このときも私らは難儀しまして、付添人で弁護士3人ついたのですが、とにかく入れ替わり立ち替わり会いに行っても、少年は……。そのとき、結構マスコミで報道されていたんですよ。「文化の溝」とか、「日本と台湾の壁」とか、何かわけのわからない報道だったですね。彼に何回会いに行っても、「いや、僕の気持ちは新聞に書いてあるとおりです」と開き直っちゃって、我々に心を開いてくれないんですよ。私はたまりかねて、弁護士会の子どもの人権の委員会の重鎮たちに相談したら、「もう、アホか」と一喝されまして、「おまえら子どもの心も開けないんだったら、うちの委員会なんかやめちまえ」と、そこまで言われたのですが、その中で先輩の弁護士から「ヒントがないのだったら、調書を徹底的に目を皿のようにして読め」と言われて、私はずっと読んだのです。

そうしたら、彼に台湾人の友達がいまして、私はその友達と会いました。その彼から、その少年は四谷一中でIさんという女の子が好きだったんだという話を聞いたのです。ところが調書を読んでいると、調書の中にそのIさんというのは彼をいじめた女の子として出てくるんですよ。これはどうしたことかなと思ひまして、何回目かの面会のときに「君はIさん

のことが好きだったの？」というふうに聞いたんですね。そうしたら、そこから息せき切ったように、どんなひどいじめがあったか、いじめの実態がドーンと出てきたわけです。結局、彼は、四谷一中で毎日毎日クラスの中で、もちろん台湾籍だったということが理由で、いじめにいじめられたんですよ。それは、彼がIさんをデイトに誘った、それがきっかけだったんです。Iさんは自分の身を守るためにいじめに加担して、彼をいじめに回るわけです。それはいじめの事件だったのですが、それを担任教師が全然理解してくれないということで、彼がカーッとなっちゃったという事件だったのです。そういう報道はほとんどされませんでした。もう終わってからでしたのでね。でも実態はそうだった。

その事件は最終的には少年院になりましたが、その後出て、無事に台湾に帰りました。「彼がもし今すぐ台湾に帰ったら、台湾にこんなひどいじめってないから、きっと彼は二度と再非行やらないですよ」と裁判官が言ってくれたくらい、そんな事件だったのです。

これだって主に警察でしたけど、警察の取り調べがずっと続いて、彼はその中で、もう自分の言い分を聞いてもらえないものだから、心がねじけちゃって、我々が会いに行った頃には「新聞に書いてあるとおりです」、こういうことになっていたんです。その心をもう一遍再び開かせるのは大変だったのです。

子どもというのは、そういうふうに責める人間がいると、ヒューッと殻に閉じこもっていくと思うんですよ。そういう意味で私は、少年事件に検察官、警察というのは取り調べだけで十分だ、たくさんだ、そんなふうにして、だから私は検察官というのはもう関与しないでいいと思っているのですね。

重罰化の話をこれからすると、もう時間を軽くオーバーするので、先生、どうしましょう。

木村 後でまたやりましょうか。

伊藤 ということで、ごめんなさい。とりあえず私の話はこれで終わりにいたします。ありがとうございました。(拍手)

木村 実際に取り扱った事件の中から話していただいたので、非常に感動的な話だったと思います。

今の話を聞いて、私もそういう仕事がやれるのだったら弁護士をやりたいなと思った方は、どのくらいいらっしゃるでしょうか。……………もう少し挙げてやらないと失礼なんじゃないか。……………うん、そうだろう。みんな遠慮して挙げないだけで。

今、検察官の関与の問題についての話が伊藤さんからありましたが、少年事件については皆さんも新聞などの報道で見られるでしょうし、ある程度勉強された方もいると思いますが、検察官は必ずしも少年の審判に立ち会わなくてもいいのではないか、むしろ伊藤さんの意見は「立ち会わないほうがいいのではないか」という意見だと思いますが、積極的排除論というか、そういう立場だと思いますが、そのほうがいいんじゃないかと今思っている人は、どのくらいいらっしゃるでしょうか。

(挙 手)

やっぱりシロ・クロをはっきりさせるためには検察官がいたほうがいいし、被害者の立場も考えればそういう立場の人もいたほうがいいと考えている人は、どのくらいいますか。

(挙 手)

はい、わかりました。

伊藤さんの話で、圧巻の話でしたから、ややそちらのほうに意見がなびいているかもしれません。これを今井君がどう逆転するのか、検察官の立場で話をしてもらいたと思います。

今井 弁護士の今井と申します。検事をやめまして、この4月に弁護士となりまして、俗に言う「やめ検」です。そしていま木村先生のところで「いそ弁」をさせていただいているので、「やめ・いそ弁」という二つの枕言葉がついている弁護士です。

私が検察官をやめてなぜ弁護士になったのかという話をすると、また長くなるので。ただ一つだけ申し上げておきますと、検察官がいやでやめたわけではございません。最近、木村先生や伊藤先生に引っぱられて、だんだん自分が弁護士になっていっているのに非常に戸惑いを感じているところでありまして、今日は一生懸命またもとの古巣の検察官に戻って、できる限り具体的な事実とかそういったものに即して、まとまらない話になってしまうかもしれませんが、ちょっとおつき合いいただければと思います。

私のレジュメは、いっぱい文字が書いてある非行少年の処遇の流れが書いてあるものです。これは、先ほど来いろいろ紹介されております犯罪白書、宣伝するわけじゃないですが、これですが、これは平成9年版の犯罪白書ですから平成8年のすべての犯罪の発生件数、検挙件数、少年とか全部入っていますが、いろいろな動向が出ているのでおもしろい、読み出したら結構止まらなくなってしまうようなものですが、その中から抜粋して、非行少年の処遇的な流れがどうなっているのか、一番わかりやすいところを取って、図も入れて紹介してあります。

検事が非行少年を扱っている場面は、この図の左の上から三つ目のところだけです。犯罪少年が検挙されて、送致を受けて、家裁へ流す、ここの部分しか少年事件にかかわっていないのです。ですから大した関与がないと思われるかもしれませんが、そのとおりなんです、実は。その中でも、私なりに少年法に対して、おかしいな、おもしろいなと思ったことなども踏まえて、実情をちょっとお話させていただきます。

まず、少年事件の検察庁の受理件数ですが、検察庁で受理するということは犯罪を犯した少年ということになるわけですが、基本的には14歳以上の人間を受理することになるのですが、これが平成8年度で総数が28万58人です。検察庁が少年事件として受理した件数です。グラフにあります左上は検挙件数ですので、これとは必ずしも合っていません。検察庁に送られた人数としては年間28万人ぐらいいるということです。

28万人いるといわれても、一体どんな感じなのかということはよくわからないと思いますが、簡単に言うと、基本的には検察庁を通じて家庭裁判所に少年事件は全部流れていきますので、事件はまず検察庁にいくと考えていただければいいです。中小地検、例えば僕が経験した岡山地方検察庁とかそういうところだと、1日に大体20~30件の少年事件が来ります。東京とか大阪とか、そういったところだと100件とか150件とかの事件が来るわけですね。その中で少年を担当する検事、私は2年間やっていましたが、私の手を通して家庭裁判所に次々と送っていく。という言い方がいいのかどうか分かりませんが、検事が家庭裁判所に、つまり私の名前で送っていたわけです。

28万人いるといいますが、基本的にはほとんど在宅事件です。「身柄事件」と「在宅事件」という言葉を我々は使っていますが、逮捕されて勾留されて手錠をかけられた人間と、そうじゃなくて、一般に警察に呼ばれて調べられて、「今度、家裁から呼び出しがあるよ」

と言われた在宅事件です。これは成人でも少年事件でも一緒ですが、身柄事件と在宅事件を合わせての件数で、8～9割が在宅事件です。在宅事件については検察官は何をやるのかというと、だいたい送致事実を見て、証拠関係をチェックして、すぐそのまま家庭裁判所へ送ってしまうということです。

先ほど小松先生の説明でもございましたが、少年事件については全件送致主義を取っているのですね。全部の少年事件は家庭裁判所に送致しなければいけない、これが非常に大事といますか、ある意味で重たいといえば重たいですし、軽いといえば軽いのですが、どうということかといいますと、身柄事件であろうと在宅事件であろうと検察官を通して家庭裁判所に全部送っていく。そのときに、先ほど伊藤先生の話にもありましたが、これは成人事件の場合と違って記録一式全部行くのです。成人事件の場合は「起訴状一本主義」ということで予断排除というのがあるのですが、家庭裁判所に送るときには全部記録が行くのです。記録だけだと思ってしまうでしょう。ところが証拠品も行くんですよ。盗んだ被害品は被害者に返しますからいいのですが、例えば凶器とかそういったものはみんな家庭裁判所へ行くんですよ。家庭裁判所の倉庫が満杯になってもう大変だというのは、これも変な話ではあるのですが、これも実情なんですよ。ですから、あまり送ってくれるなということも家庭裁判所も言いたそうなんです、全件送致主義があるのでガンガン送っていくのですね。

家裁に送致するときに、処遇意見を検察官は付けます。審判によって処分がなされるのは幾つかあるのですが、先ほど来話が出ています「逆送にしてくれ」という処分。これは「刑事処分相当」というところに○をつけて送るのです。それから少年院送致、保護観察、不処分、重いほうからこういう順番があるのです。私が少年事件をやっていたときに、検察官が○をつけて、こういう処分にしてくれよと出しても、ワンランク下がってきますね、大体。「刑事処分相当」で送ると、大体少年院送致。「少年院送致相当」で送ると、大体保護観察処分。成人の事件でもそうですが、例えば検察官が懲役3年と求刑すると大体2年になるというような感じで、2割、3割減になるのと同じ流れなのか、それとも、先ほど伊藤先生の話にありましたが、少年審判でかなり弁護士が頑張ってるからそうなっているのか。そこら辺はよくわからないのですが、実際としてワンランク下げて処分が来るのが実情ですね。

先ほど話があったように、これは僕だけの考えということですが、少年事件に関して言うと、検察庁はそんなに重きを置いてなかったのが実情なんです。別にシロ・クロははっきりさせなくてもいい、という頭があったのです。というのは、犯罪を犯した人間、それだけではなくて、犯罪を犯してなくても、これから危なさそうだという人間も審判を受けられるわけです。成人の刑事事件みたいに絶対ガチガチに有罪立証できなければ起訴できないというのと違っていて、とにかく家裁に送れば家裁の調査官がいろいろ調べてくれて、いろんな保護処分という形で処分をしていただけるので、あまり重要視していなかったのだと思います。

ところが、山形のマット事件、ここから変わったのです。というのは、少年審判でやっていることは、非行事実の認定の部分と、将来に向けての更生の意欲とか、更生環境とか、つまり要保護性ですね、この二つを実はやっているのです。非行事実、要するに犯罪行為があったかどうかということと、こいつは更生できるかどうか、家庭環境とか要保護性の部分

ですね。そして検察官は、送った事件については、非行事実があるに決まっているとずっと思っていたのです。要保護性のところを先ほど伊藤先生がおっしゃったように審判で調査官とか裁判官とかいろいろやっていただいている、だからどんな処分が来ようが知ったこっちじゃない、というところがあったのです。ところが、山形のマット事件で「非行事実なし」——刑事事件で言えば無罪判決なんですよね——という形での不処分が出まして、家裁で非行事実も見erようになってしまった。「見るようになってしまった」という言い方は非常に失礼な言い方かもしれませんが、そちらもかなり厳密に判断するというか検討するようになった。これがきっかけで、全国的に、山形のマット事件から、最高検察庁をはじめ上から、「少年事件については『非行事実なし』という処分が出ないように十全の捜査を遂げられたい」みたいな内部文書がバーッと回るわけです。それから少年事件が、やりにくくなっていると言ったらおかしいですが、非常に厳しくなりました。先ほど言いましたように、件数として、僕が岡山でやっていたときに20件ぐらい毎日来るのに、その中で非行事実があるかないかについてよく調べろと言われても、なかなか難しいのです。

そこで、また難しい問題は、成人事件と違うところは、成人事件には検事の処分の中に起訴猶予処分というのがあるんです。警察から事件が送られてきたときに、確かに犯罪は成立する、窃盗罪とか傷害罪が成立する、でも今回限り許してやるよという、起訴猶予処分というのがあるのです。不起訴の一形態なんです。起訴しない中には、犯罪が成立しているけれども許してやるという「起訴猶予」と、犯罪そのものがちょっと証拠的に危ないよという、「嫌疑不十分」、証拠不十分というものですが、そういう形の不起訴があるのです。ところが少年事件の場合には、全件送致主義だから、送られてきた事件を送るか送らないかというのは、嫌疑があるかないか、レジュメで言えば上から4行目、「犯罪少年の事件送致を受けた検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がない場合でも家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、処遇意見を付けて事件を家庭裁判所に送致する」となっています。犯罪の嫌疑があると認めた以上は、起訴猶予処分というのはいけません。この人間は窃盗をやったとか傷害をやったという嫌疑がある以上は、家庭裁判所に送らなければならない。

一方、検察官の関与は、送るだけなのです。現行法上は、審判には一切検察官は手をつけられないのです。立ち会うこともできなければ、不利益な処分が出たときに抗告することもできない。送ったら送りっぱなしです。検察官としては、犯罪の嫌疑が一応ある、少年事件で言うと非行事実が一応あるということで送ったのに、突然「非行事実なし」という処分が下りることがある。送ったはいいが、その後の非行事実の認定が非常に危うくなっていることについて何も言えないというのが実際問題としてあるのです。ですから、私の意見じゃないですが、「検察官を関与させるべきだ」という意見の中では、要保護性の部分についてはタッチしないが、非行事実の認定のところについて検察官がタッチするという制度であれば折衷的にいいんじゃないかなというのが、検察庁の中の大半を占めつつある意見ではないかと私は思います。

木村 非行事実の有無だけじゃなくて、その少年の処遇をどうするかということも含めて全部検察官が関与すべきだという意見にならないのは、なぜだ。それをやったら、やっぱり大変なのか。

今井 はっきり言って、人数が足りないのですよ。非行事実の認定についても刑事事件と同じ対審構造みたいなものを取るとしたら、全部それに検察官はくっついていかなきゃいけないので、地方の検察庁だったら10人前後の検事でしかやっていませんし、数が足りないということですね。そういう意味では、僕は、伊藤先生の検察官立ち会い不要論と同じですね。

木村 そういう意味でね。先ほど伊藤さんが言ったような場面でベクトルがみんな同じ方向を向いているという話があったけれども、ある意味では検察側から見てもそれはそれでいいだろうと。

今井 そうですね。要保護性の点については、家庭裁判所の判断を尊重するということですね。

木村 むしろ問題は、非行事実の有無について問題になる場合。この場合は、検察側、送った側として何らかの関与をしないといかんだろうと、こういうふうに考えていると。

今井 考えていますね。

木村 その点は、また伊藤さんから反論をもらわなきゃいけないね。

今井 そうですね。

送致に関してのところについては、大体そんなところでございます。

それから、先ほど小松先生から、捜査の段階とか、少年についてはいろいろ保護されているような取り扱いがあるというお話がありましたが、今回の夏前の神戸の事件については、14歳で逮捕されて勾留されているんですよ。これは非常にめずらしい例で、少年でも殺人事件がありますから、僕もいろいろな殺人事件を扱いましたが、勾留してくれと請求したときに、15歳未満で勾留を認めてもらったことは僕はなかったですね。それはいいか悪いか別ですけれども、14歳で逮捕・勾留されたのは非常にレアケースであることは間違いないと思います。

それに、成人の場合は、本来なら逮捕されて勾留されたら拘置所というところに行かなきゃいけないんです。ところが、施設の問題とかいろいろあって、代用監獄ということで、大半は警察の留置場に入れているんです。少年の場合は逮捕・勾留されるとどこに行くのかということですが、基本的には少年鑑別所というところに勾留されることになるのです。警察の留置場は、いろんな人がいますね。年寄もいれば、ヤクザ者もいれば、そういうところに少年が入ってきて、「よぉ、あんちゃん、何やったんだ」みたいなことを言うと、「出てきたらお世話になります」とか、そんな話がそこででき上がってしまうとまずいので、鑑別所というところに入れるのです。例外的に、神戸の事件もそうだったのですが、留置場に入れるときがあるんですよ。そのときには、検察官が勾留請求するときに、ここの施設は成人と少年は隔離されている、絶対に悪風感染といいますか、ほかの悪い虫がつかないような形で独立の部屋がある、そういうことをきちんと証明しないと留置場には入れてくれないという制度になっているのです。このように制度自体も、検察庁、検事自体もかなり少年事件については配慮しているということも、ちょっと押えておいていただきたいと思います。

もう一つ、逆送の問題がありました。逆送というのは二つあるのです。一つは刑事訴追相当、成人と同じようにしなさいというものと、もう一つは、すごく単純で、20歳越えた事件。年齢が20歳になったら自動的にポンと返ってくる。逆送は実はこの二つがあるのです。

木村 警察が調べて、検事がチェックして、全件ともかく家裁へ送り込む。家裁のほうから、これは普通の刑事裁判でやったほうがいいからと逆に送り返してくるということで、逆送致ということで「逆送」というわけですが、これが検察側に戻ってくる。検察側はこれを普通の裁判として、普通は地方裁判所に起訴する。こういう流れになるわけだね。それに今言った二つのケースがあると。

今井 そうです。そして逆送のときには、「これは起訴をなさい」と義務づけられちゃうのですね、原則的には。

ここで注意していただきたいのは、先ほど来いろいろ話が出ていますが、少年法の規定は、全部、犯罪時じゃないんです。処分時の年齢で全部決めています。例えば15歳のときに起こした事件でも、迷宮入りしていて、そいつが20歳になったときに見つかった場合は、これは成人事件として扱います。これは間違えないでほしいと思います。「16歳に満たない者は逆送できない」というのも、16歳は犯罪の年次じゃないわけです。そこが少年事件の条文を読むときに間違えるところなんです。

木村 僕は8月17・24日合併号の中にも書いたけど、16歳以上だったら逆送できるわけだね。ところが捕まった少年は逮捕時は14歳で、それからすぐに15歳になった。精神鑑定をやっているわけだけど、精神鑑定というのはものすごく長くかかる場合もあるから、2年間精神鑑定をやっていると16歳になっちゃう。そしたら、逆送して普通の刑事裁判にかけられちゃう。そんなことがあっていいのだろうか。おそらくそんなことはないだろうけどね。そういうシステムになっていること自体がいいのかどうかということ論じたものですけど。

今井 そうです。とにかく処分時と犯罪時が違うということ。犯罪時ということでは刑法に規定されていて、14歳未満ということですよ。

逆送についてもうちょっとお話をさせてもらいますと、先ほども言いましたように、20歳になって戻ってくるといったものも実は多いのですね。皆さん大学生の方々はもちろん少年と成人の分かれ目におりますから、事件を起こして検察官に送致した、すぐ成人になっちゃったというときがあるのです。先ほど伊藤先生の話にありましたように、審判というのは少年の将来的な更生を見ていこうという話になっているので、検事が警察から事件の送致を受けて、その手元に置いたまま20歳を越えてしまったら、これは大問題なんです。というのは、少年であったなら審判を受ける権利があるのにこれを侵害したということになって、国家賠償請求されてもおかしくないことなんです。だから検察官が事件を受けると、こいつの誕生日はいついつだと付箋が付いてくるんです。真っ赤な付箋が。そうしたら、一杯ある山の中からそれだけまず見て、バーッとやって、すぐ送るのです。家庭裁判所に送ったと、前日でも。前日でも送った以上、今度は家裁の問題だ。家裁が1日で審判しないで戻ってきたら、家裁の問題だと。

木村 家庭裁判所で年とっちゃったら、それは家裁の責任だと。

今井 そうです。で、20歳過ぎたら少年法の処分ができないので検察官に戻ってくるのですね。

で、逆送になった事件というのは、みんな成人と同じように裁判に立って被告人として検事に糾弾され、弁護士に保護され、裁判官になだめられ、みたいなイメージを持つかもしれませんが、実は少年の逆送事件というのはほとんど罰金なんです。業務上過失致傷事件、

あるいは過失致死事件、道路交通法違反など要するに交通事故ですよ。交通事故がかなり含まれている。

木村 罰金事件の割合はどのくらいですか。

今井 97%ぐらい。罰金事件というのは、裁判所に行かなくて、検察庁にやってきて、記録だけ裁判所に行って、裁判所から幾ら幾ら払いなさいという命令が出て — これを略式命令といいます —、それで終わりなんです。それが97%ぐらいあるのですね、実際は。成人の罰金と全く同じ扱いなんです、ただ一つだけ、これは法律に書いてあるから内緒にするつもりはないのですが、少年の罰金は……これ言ってもいいのかなぁ……。

木村 いいよ。

今井 少年で罰金になった場合、労務場留置がないんですよ。

木村 もし払わなければね。罰金を命じられて、その罰金を払わなかった場合は、1日……。

今井 1日5,000円とか2,500円とかの換算で、労務場留置ということ、洗濯ばさみをつくったり、そういうことをさせられるんですよ。ところが、少年事件にはこの労務場留置がないんですよ。だから、逆送になって罰金30万円となったとして、労務場留置の代替刑がないので、受けたのは少年でもその人本人ですから、金を払わないと、もう取り立てのしようがないんですよ。そうするとどうなるかというと、3年の時効を待って不良債権として償却すると、そういう感じですね。結局、取立てられなくなる。

だめですよ、ここで前に検事だったやつに聞いて、罰金を払わなかったら3年待てばいいんだ、というふうに思われると非常に困るのですが。実際はそういう形になっています。

だから、逆送についてのイメージも、とんでもない凶悪犯人だけが戻ってきて刑事処分になっているかということ、そうではないという例もひとつ紹介させていただきます。

重罰化の問題については後で触れるということなので、最後に私が取り扱った少年事件について5分程度で簡単にお話をさせてもらいます。

僕がすごく印象に残っている事件は、岡山で少年係をやっていたときに、暴走族の事件だったんですが、AグループとBグループ、30人ぐらいずつの暴走族のグループがK駅の裏で衝突しそうになって、鉄パイプとか角材とか持って。彼等ってすごいんですよ。原付に6人も乗ってくるんですよ。あれはすごいな。中国舞踊団みたいな感じでね。パイプを持ってバーッとやって来るんです。それはさて置き、AグループとBグループが衝突しそうになりまして、そこでいろいろ話をしているうちに、どうもその喧嘩の発端をつくったのが高校2年生の○君だと誰かが言ったら、二つのグループの代表者がその子家に行って、その子連れて戻ってきたんです。そこでお互い「おまえが喧嘩の材料をつくったのか」という感じで追及するんです。あとで捜査してわかったのですが、実は全然関係ない子だったんです。それを暴走族同士、30人、30人でカッカカッカなっていますから、1人1発ずつなぐったとしてもAグループで30発、Bグループで30発、合計60発なぐられた。朝方、呼び出された高校2年生の子がK駅の裏でグデッとなっているわけです。警察は、大変だということで捜査を始めました。当時は警察としてみれば、高校生がグタッとなっている、一体どういう事件だ、なぐられている形跡がある、暴走族がいっぱい来ていたらしいぞという話で、聞き込み捜査をしていたんです。3日ぐらい経ってから、いきなりAグループとBグループから5人ずつ警察に出頭してくるんです。16、17歳の子が、「僕達がやりました」と出頭してくるわけです。

「やった」と言うので、しょうがないから逮捕する。AグループとBグループと5人ずつ、10人出してきたので、10人逮捕した、ということで私が担当したのです。

ところが、逮捕して捜査を始めてから、重体だった子が1週間後に死んでしまって、傷害致死事件に切り替わったんです。そうしたら5人ずつの子どもたちがみんな青くなりまして、「実は僕はやっていない」と言い出したんです。これはすごくおもしろいと言ったらおかしいのかもしれませんが、少年たちというのは独自のネットワークというか独自の社会を持っています。これも捜査してわかったことですが、暴走族のAグループとBグループは対立するグループですが、どうもおれたちを警察は狙っているらしいという感じを聞きつけるわけです。そうすると、AグループとBグループのリーダーが落ち合って話をつけるわけです。おまえのところは5人出せ、うちも5人出す、おれたちは幹部だから出せない、下っ端を出せ、というふうに指示をして、下っ端を出していくのです。これはまさしくヤクザのやり方と全く同じです。ただ、ヤクザの場合は、どんなことがあっても守るんです。途中で死のうが何しようが、一たん出た以上は成人は守るのですが、少年は違うのですね、けが人の場合と死んだ場合では。「これは大変だ」となっちゃって、みんな「僕たちは実は違うんです」と言い出して、非常に大変な事件になってしまった。結局、全部検挙したんです。60人検挙して、それでも検察官は人数が足りませんから私が1人でやったのですが、えらい大変な事件があった。

そのときに思ったのは、こういう言い方はいいのか悪いのかわかりませんが、「少年は嘘をつく」という言い方を時に捜査官はしていますが、嘘をつくというよりも、コロコロ変わっちゃうなというのが僕が何人も取り調べた中での印象でしたね。それを可塑性という言い方をするのかどうかわからないですが、とにかくコロコロと何かのきっかけですぐ変わってしまう。いいほうにも悪いほうにも変わってしまう。正直に話し出して、「ワンワン泣き出したりピーピー泣くぐらいだったらするんじゃないかねえ」とか諭して帰してやったりする場合がありますし、逆の場合もあるんですね。はっきり言って、大人である我々が接していてもよくわからないなというのが、すごく実感としてありましたね、実際問題として。だから、少年事件であっても、「自白に頼らない捜査をする」という基本にまた戻っていくことになるわけです、基本的には。

暴走族の話に限らないですが、なぜ少年たちが犯罪をするのかといったときに、先ほどの小松先生のお話にもありましたように、目的がない場合が非常に多いのですね。なぜなぐったのかわからない。ただむかついただけとか、何かむしゃくしゃしたから火をつけたとか、ただそれだけなんです。非常に短絡的なんですね。

それに我々、若いときも喧嘩をしましたが、なぐり合いの喧嘩をしても素手でやっていたんです、みんな。ちょっとたんこぶぐらいつくって「痛い、痛い」と言って帰ってきて、刑事事件にも何にもならないのですが、最近の少年たちを見ていると、目と目が合った瞬間に手が出ているんですね。しかもその手には、ナックルとかナイフを持っている。見た瞬間に、もう傷つけ合っているんですね。ウルトラマンだって3分間経ってスペシウム光線をするのに、水戸黄門だって最後に印籠を出すのにね。最近の少年たちは、とにかく短絡的なものがあって、何を考えているのかよくわからないというのが実情でしたね。

あと重罰化の問題とかそういうものがあれば、検察官の立場からお話をさせていただきます。

とりあえず。ここで。

木村　ここで、会場から質問とか意見があれば出してもらえますか。

フロアA　ただいま先生方に、非常にご苦心されたご苦勞のほどをお聞きした次第でございます。実は私は80になりますが、修身を本流となす非常に古い人間でございます。まさに今、「育成を期し」という言葉がございますが、知識オンリーで知識の詰め込みだけで、小学校から中学、思いやりとか、言葉は大変失礼でございますが、自分をつねって人の痛さを知れという形から、何か道徳とか、倫理とか、常識とか、人間関係においては非常に欠けている思いがするのでございます。先ほども12時のニュースを聞きまして、火つけ、轢き逃げ、いじめ、3件ばかり聞きかじってまいりましたが、全部17歳とか15歳の少年の犯罪です。この面において、学校教育において何か欠けるものがある。修身においても、私は靖国神社に行きましたときに、昔の修身巻一を見つけまして、それを見ました。別に文句は書いていないのですが、当時、礼儀とか……。

木村　何人かの方にご質問をいただきたいと思うので、まとめていただければ。

フロアA　学校教育が非常にまずい。ですから、簡単に言えば、修身の復活をと。極端な話ですが。

木村　徳育の問題ですね。知育より徳育を重視していこうと。

フロアA　そうです。それも一つ加えていただきたい。

失礼申し上げました。ありがとうございました。

フロアB　こんにちは。伊藤先生のレジュメの最後の行に、少年院の実態というのがありますね。最近、少年院で酒鬼薔薇いじめが起きているとか、週刊誌にありましたが、そういうことを話していただきたいんですけれども。

フロアC　経済学部4年の長谷川といいます。

伊藤先生の話でちょっと思ったのですが、例えば少年の犯罪の経過で、親のしつけとかそういうところがマスコミに出ない部分があると言われましたが、神戸の事件でマスコミに出なかった部分で親の……、そこら辺を聞きたいと思って質問したんですが。

もう一つ、弁護士になるには心理学的な勉強も必要なんですか。そういうことを聞きたいんですが。

フロアD　さっき伊藤先生のお話で、少年犯罪における全件送致の目的はよく理解できたと思うのですが、検事さんが、例えば家庭裁判所に「このケースは保護観察処分にしてほしい」とか言うことは、決める権限を持っていらっしゃるわけですか。

木村　意見は付けられる。

フロアD　意見をするだけなんですね。それを決める権限があるわけではないんですね。

木村　決めるのは、全部裁判官がやる。

フロアD　さっき今井先生が、そういう意見を付けて出したときに、返ってくると大体軽減されているとおっしゃっていたのですが、そういうときに自分の判断が間違っていたとか、自分の判断したことがそこで覆されたわけですよ。それは軽減という言い方になるかもしれませんが、そういうことで自分の職務としての自信とかそういうのが検事として揺らいだり、自己嫌悪に陥ったりということはないのでしょうか。

木村　それは僕も聞いてみたいと思ったんだけど。検事の求刑に対して7掛けとか言わ

れるのですが、検事のほうも少し割り増しして最初から出しているんじゃないかとか、これは中等ぐらいだなというのだったら高等と書いておくとか、そういうのもあるのかなのか。ここだけの話としてちょっと聞いてみたいなのというのはありますよね。

それと、先ほど出てきた重罰化をどうするかという問題、それから先ほどの検察官立ち会いの問題でも、非行事実の認定に関する部分についてどうするか。先ほど「要保護性」という言葉がでましたが、その子どもをどういうふうに更生していくか、その点では検察官の関与は別であるとしても、少なくとも事実認定に関してどうなのか。その部分だけでも検察官の立ち会いは必要なかどうか。この議論が新しく出てきたので、そこを含めてコメントを。それから、今言った質問の中からどれを拾っても結構ですし、どれを捨てても結構ですので、そういうところで2人からご発言をいただきたいと思います。

伊藤 私のほうからは一つの具体例でお話をしたいと思いますが、これは少年院の実態という先ほどの質問にもかかわりますし、重罰化という問題にもかかわる事件です。

私は今井先生の話も楽しく聞かせていただいたのですが、一つだけどうかなと思ったのは、もちろん今井先生は冗談でおっしゃったのですが、少年の可塑性というやつですね。

少年の可塑性というのは、別にコロコロ変わるのが可塑性ではないということはもちろんよくご存知の上で言うておられるわけですが、私たちは少年の可塑性というときに、可能性というふうに置き替えていただければわかりやすいと思うんですよ。

もう五、六年前ですが、渋谷のセンター街の殺人事件というのがありました。例のチーマーの事件です。チーマーの事件の中では一番有名になった事件で、通りすがりの大学生を、みんなで遊び半分で寄ってたかってなぐる蹴るやって、殺しちゃったという事件です。7人ぐらいでやったんですが、私は、関与の度合から言うとナンバー3の少年につきました。とにかく彼らのやったことはむちゃくちゃです。ただセンター街を通りがかっただけの大学生を、ウエスタンブーツで頭を蹴ったり、みんなでビール瓶を拾ってきて、それを割ってなぐったり、そういうことをやって、苦しみながら被害者は亡くなったわけです。

これに対して私のほうも少年にいろんなことを話して聞かせて、少年もそれなりに反省したかなと思ったのですが、結局は、少年審判になると、彼は、「今まで鑑別所の中で何を考えていた？」と聞かれて、私はあらかじめ「『被害者のことばかり考えていました』と言わなきゃだめだよ」と言っているのに、審判の場というのは本当に正直に出るもので、「僕は一体どういう処分になるんだろうと、そればかり考えていました」と言っちゃったんですね。彼自身は考え足りないところが最後まで残っちゃったんです。

先ほど私は、きのう終わった審判で私も中等少年院送致意見だったという話をしましたが、私は今まで30件か40件ぐらい少年事件をやりまして、その中で、私、弁護士でありながら「重くしてくれ」と言った事件が三つありまして、センター街の事件はその一つです。私も、彼の学校に行ったり、いろんな彼を取り巻く環境の整備をやりまして、両親も含めてですが、それでかなりいい線に行ったと思ったんです。裁判官のほうで、審判の決定を出す前に「先生、これは短期少年院でいいでしょう」と。短期少年院というのは4ヵ月から6ヵ月で出てくるというものです。そのとき私は、もし試験観察という形で社会に出してくれるのであれば、これはこれでしっかり彼を監督していこうと思ったのですが、短期少年院ではまことに中途半端だと思ったのです。そのとき私は裁判官に、もし彼を社会に出すことができないの

だったら長期少年院にしてください、彼を長期の1年ちょっとの間に頑張らせて勉強させて大検を受けさせたいのだ、という話をしたのです。その少年は、付添人が「長期にしてくれ」と言うのだから、結果的には長期少年院になりました。もう一つ大きな理由は、彼が短期少年院で4ヵ月か半年ぐらいで出てきたら、必ず彼はチーマーの中で英雄扱いされてしまう。そうすると、彼はむしろ立ち直るチャンスをなくす。彼をどうしてもチーマーたちと断ち切らせたいから、だから長期にしてくれと言ったのです。それで長期少年院になりました。彼は少年院に行きました。

少年院というのは確かに軍隊調でよくないところもいっぱいあるのですが、私はその少年院にも出向きました。実はチーマーというのは、わりと知的レベルの高い子が多いんです。それこそ超有名な一流といわれる高校の子どもなんか結構いるのですね。彼も都立でした。彼は大検に受かる能力が十分にあると思っていましたから、彼をこの少年院で落ち着かせて、別の目標、つまり大検という目標をつくりたいのだ、という話をしました。もっと言うならば、そのためにそういう柔軟性のある少年院に送ってくれということをもまず言いました。そこに送ってもらいました。で、その少年院に言いました。その少年院は、消灯時間を過ぎてからも彼だけのために特別に一部屋だけ明りをつけておいてくれたのです。そういうことは少年院はやってくれるのです。

彼は非常に真面目でしたから1年で出してもよかったのですが、全部で1年4ヵ月ぐらいいました。普通、1年4ヵ月いたというと、「おまえ何か少年院で問題を起こしたのと違うか」と言われるのですが、そうじゃないです。大検を全部受けるまでいさせてくれということで、彼は少年院から大検に通ったのです。みごとに受かりました。彼は某大学の教育学部に行きました。自分は自分の過ちを償うために教師になりたいと言って、最終的にどうなったかということは彼のプライバシーで話せませんが、ここで話すとみんな「エッ！」というような職業に就いてくれました。

私は、可塑性というのはそういうものだと思います。彼をその時点で逆送して懲役刑を科することだって多分できたと思います。ナンバー1の少年は懲役刑で行きました。だけれども、彼を長期少年院で別の目標を持たせたことで、私はみごとに立ち直ったと思っています。

少年院というのも、そのあたりは柔軟性が出てきたんです。ただ神戸の事件で私なんかもマスコミでたびたび問題にしたのは、法務省がなぜか知らないけど、少年法には「少年院は1年ちょっと」なんてどこにも書いてないんですよ、「原則20歳まで」と書いてあるだけなのに、法務省が勝手に「通常2年まで、長くて3年まで」と決めているんです。法律にないものを勝手に行政が決めて、それで実際の運用は判で押したように1年ちょっとで出てくるのですね。判で押したように1年ちょっとで出るというのはどういうことかといいますと、要は少年院の中で少年一人ひとりの更生度合なんて全然見ちゃいないわけです。ほとんど流れ作業なわけです。少年一人ひとりを見ていけば、こいつは十分更生したというのもあれば、こいつはまだまだ全然、これで出しちゃだめだというのはあるわけでしょう。だから私は、問題は少年法ではないのだ、問題は運用なのだ、少年院は、この子どもはもう出している、この子どもはまだ出しちゃだめだと、そういうことをきっちり見るべきだという話をしていたのです。そうしましたら法務省は一応通達の変更をしましたが、あれは「柔軟に」というだけであって、結局2年、3年の枠は維持したままです。

ただ私は、神戸の事件の神戸の家庭裁判所の決定書きの要旨を読ませてもらいましたが、あれでいきますと、異例と言えるくらい家庭裁判所のほうは医療少年院に対していろいろな注文をつけていました。最初の1年間は少なくとも週1回は熟練した精神科医が彼にきちっとつくとか、彼に家庭的な雰囲気を感じさせるために彼と非常に慣れ親しめるような精神科医をつけてくれとか。私の目をとりわけ引いたのは、彼が完全に更生したということが少年院で確認できるまで彼を出さないでほしいと、ここまで書いてあるのです。私はあの裁判官は偉いと思います。それが本当の更生じゃないかと思っています。

私は、今の1年ちょっとで出てくるという運用には大反対でして、とにかく少年院のほうで一人ひとりの子ども見てくれと。少年のほうも、もうたかをくくっているわけです。「もう1年ぐらいで出てくるんだよ、おれは」と思っているわけです。「そうじゃない。おまえ、そんな不真面目なことをやっていたら、2年、3年経っても、5年経っても出てこれないぞ」となったら、少年も「ちょっと反省しなきゃ」となりますよね。だから私は、少年院がそんなふうにならなければいいと思っているんです。

木村 会場の質問にも答えながらコメントをしていただきました。

それでは今井さん、補足を。

今井 大変いいお話を伺った後で、また逆の意見をあえて言わせていただくと、なんて検察はひどいのだろうと思われるかもしれませんが。実は、検察官も少年院の授業参観に年に1回行くことがあるのです。

伊藤先生からお話がありましたように、確かに「1年半で何ができるのかいな」ということについては、法務検察であった私の目から見ても本当にそのとおりでいいと思います。一人ひとりのことを少年院の先生方が見て、本当に更生できたら出すというのがすごく理想だと思うのですが、実際に更生したかどうかというのはわからんというのが、私が感じた少年院の実態という言い方でいいかどうかわかりませんが、感じたことがあります。

2回ほど少年院に見学に行きました。要するに授業参観なんです。小学校で、親御さんが後ろに立って見る授業がありますでしょう。あれと同じものを、検察官とか、あるいは県の教育委員会とか、警察の人とか、法務省の人が来て見るのですが、普通の国語とか数学とかやるわけではなくて、いろいろなカリキュラムが組んでありまして、職業訓練的なものとか勉強的なものとかいろいろあるのですが、その中で僕が見て思ったのが、ロールプレイングをやって、それについていろいろ評価。いろいろな役を決めて、そこで寸劇みたいに5分程度でやらせるんですよ。

木村 どういうロールプレイングをやるんですか。

今井 幾つかパターンがありました。「君が少年院から出たと仮定しよう。街で不良仲間の少年に声をかけられた。そのときに君はどういう態度を取るか。君はまず更生しようと思う少年、君はまた悪い仲間につけばろうとする少年。さぁ、スタート」。みなやるわけです。うまいんですね、これが非常に。「いやだよ。おまえとはつき合いたくないよ」とか言って、そこではっきり断るとか断られないとか、そういうものをうまく演ずるんですよ。それが終わってから、先生が誘われた子に「今、君はどういう気持ちになった?」とか質問するわけです。「僕はこういう気持ちになって、行きたいと思ったけど、頑張って勇気を出して断りました」みたいなことを言うわけです。それを見ていてとっても感動したのです

が、次の瞬間、「じゃあ立場を入れ替えてやってみよう」と先生が言いまして、これがまたうまいんですよ、実に。それを見たときに、さっき可塑性という話をちょっとちゃかして言って申しわけなかったんですが、伊藤先生は可能性というふうにおっしゃいましたけれども、すごく厳しい目を見ると、すごくよくなっていく可能性もあるけれども、逆の可能性も少年は常に持っていると思いましたね、あのときは。

僕は少年事件だけをやっていただけじゃないですが、ほかにもいろいろ事件をやっていましたが、岡山で2年やっていたときに、2度、3度やってきた少年がいましたね。だんだん処分が高くなっていくのです。最初は「保護観察処分でもいいか」みたいな形で、出すと「不処分」で来て、次に少年院送致になると保護観察処分になる。そういう形で順々に来ている。

ただ言いたいのは、検事の前とか少年院の場だと、とにかくみんなすごくいい子なんです。皆さんはイメージつかないかもしれませんが、少年院はどういうところかといったら、寄宿寮がある学校みたいなもので、自由には外には出られない。その中に教育指導の先生ばかりいるみたいな、そんなイメージ。「髪が長いわよ」とか、「短いわよ」とか、「ズボン丈が短いわよ」とかこと細かく、「うるせえな」と小学校、中学校のときに感じた人たちがばかりいるわけです。その中では、とにかくいい子なんです。街でツッパっていたやつも、僕が取り調べて少年院に行ったやつも、会うと「こんにちは」とか言うわけです。「こんにちは」と答えるんですがね。とってもいい子なんで、それをどういう言い方をしているかわからないですが、本当にこいつは改善更生しているのかなというのは出てみないとわからないというのが、実は少年院処遇の裏側にある難しい、非常に困難な問題なのかなというふうに僕は感じましたね。

木村 それから、検察官のプライドの問題をちょこっと。

今井 少年事件に関しては、プライドはないですね。先ほども言いましたように、基本的には少年の改善更生というものを第一に考えているのは検察官も一緒ですから、裁判所が調査官が家庭環境とかいろいろ調べた結果に基づいてやるものを尊重する。

もう一つ言い忘れていましたが、送致した後、検察官にはその人間の処分はわかりません。一切通知が来ないです、検察官のところには。ただ、統計的に1ヵ月ごとに、少年院送致が何人、罪名何々と来るだけで、僕が送った事件がいつ審判になってどういう処分になっているのか一切わかりません。報道とかそういうもので初めて耳にする。

木村 それは、被害者にとっても同じようなところでありますね。特に少年が加害者の事件の場合には、加害者の名前も教えてもらえないから、交通事故の事件でもいろいろ難儀をするケースがなくはありませんけどね。

伊藤 今の今井先生のお話に私なりの意見を言わせていただきますと、確かに少年院の中ではみんないい子ちゃんしているんですね。結局その後再非行になるかどうかというのは、私は一言で言えば環境だと思います。少年のほとんどは、少年院を出たときとは、
「今度こそ頑張ろう」とは思っているんですよ。だけれども、我々の目から見ても、「またこの親のところに戻ったら同じだわ」「帰ったら、この友達、取り巻きがまたワーッと来て同じことになるな」という、ネバーカムバックみたいな、そういう環境がやっぱりあるのですね。

私は、ですから、もし法改正をとするならば、少年院法を改正して、例えば児童相談

所のように、児童相談所というのは、主に年齢の低い子の取り扱いをするのですが、親の指導もするんですね。児童相談所で、親に、どういうふうの子育て、しつけをしたらいいかという指導もやるんです。少年院にもそういう機関が必要だと思います。現実には、少年院に入っている間に、保護司さんという人が、「出たら私が担当します」ということで親のほうに連絡はつけてくるのですが、保護司さんというの、年齢の高い方が多くて、それでも「おれは頑張る」と言って頑張っている保護司さんも結構私も知っていますが、けれども名誉職的な人もまだまだ少なくないということで、保護司さんだけで十分環境が変えられるかという、無理なんです。私に言わせれば、子どもの事件、少年事件なんていうのは、十中八、九というか十中十、親子関係だと思っています。だから、私はよく親から少年事件を頼まれますが、最後は必ず自分の直接の依頼者である親を「あんたの子育てが悪かったんだ」と叱ることになるのです。環境を変えてください、親子関係を変えてくださいと。とにかく彼が帰ってきたときに、入る前と入った後とうちの親は違うぞと、そういうふうに環境が変わらないと、やっぱり少年で変わらないと思います。ですから、少年院だけで人間を更生できると思ったら、そこは違うだろう。多分ここは、今井先生と意見は一致すると思うのですが。

今井 今、伊藤先生のお話がありましたように、親子関係の問題だと、それは僕も大賛成で、制度的にも、少年事件に関して言えば、必ず保護者の取り調べを警察、検察官はやることになっているんですよ。そこでかなり、警察、検察ですから脅し的な形で、「今度あなたの子どもがこうなったらこうだよ」ということは言うのですが、ただ、やっぱり、長期的に見て弁護士のような形で接することができないのが実情ですね。

木村 最後は大分仲良くなってしまうようですけど。しかし、結局、立場は違っても、目指すところは、少年事件について検察官と弁護士の間で基本的に違いはないだろうと思います。しかしそういう中で、仕組みのあり方についてはそれぞれまた立場立場で見える見方も違ってきますし、非常に歯がゆさを覚える部分も違う。そういうところではなかったかと思っています。

この問題についてはいろいろところで議論もされていますし、私の書いたものの中にもちょこっと触れたものがありますので、それはそれで後で読んでいただいて、参考意見をお聞かせいただければと思います。

ただ、私が書いたところに間違ったことが書かれていることが発見されました。先ほど紹介した三つ目の私の原稿ですが、これは「17歳になったら」と書いてありますが、「16歳」の間違いです。私は年中いろいろ間違いを書いています、自分の書いている中身とも違っている。16歳までは刑事処分を求めることができないというのに、17歳と書いたのも、これは訂正しておきます。

それからもう一つ、資料の中で、ひょっとして勘違いしたらいけないと思っていますが、犯罪白書のグラフの中で、真ん中の列の上から2段目、横領罪が昭和50年ぐらいから急に多くなっている。少年犯罪は横領罪が激増していると理解されてしまうと勘違いになりますので。これは、自転車の遺失物横領の事件が極端にこの時期から増え出した。これは、少年のほうに問題があるというよりは、自転車の保管状態がこの時期から非常に悪くなっている。要するに傘の忘れ物と自転車の忘れ物はほとんど似たような、そういう粗末な扱いを自転車

が受けていることの反映という側面が強いように思いますので、そこだけ勘違いしてお読みにならないように、私のほうで付け加えておきます。

ここで、フランス法に詳しい江藤先生がいらしていますので、前法学研究所長から一言。

江藤 少年審判所に関連してですが、フランスでは、大人も子どもについても刑罰適用判事というのがいます。たまたま友人の女性の裁判官が少年事件の刑罰適用判事になっていまして、その人を訪ねていったところ、若く見られて喜んだのですが、「おまえ、何の罪をしたのだ」と秘書の人に尋ねられたことがあります。刑を適用して、どういうふうにもその子どもが更生しているか、日常的に裁判官がタッチしているのですね。そのほかに、少年事件の場合、日本の保護司よりきちんと社会心理学とかそういう講習を受けて、ある場合には家庭に子どもを引き取って面倒をみるという特別保護者という制度もあります。また少年裁判所では、職業裁判官と二人の素人判事が裁判にあたります。人間の更生については、日本はほとんど何もやらないに等しいのではないかというのが私の感じですね。「罪を憎んで人を憎まず」なんていうしゃれた文句がありますが、現実にはあまりにも応報刑的思想が世間一般に拡大再生産されているように思われます。

またわが国では逮捕と、勾留、代用監獄、警察のブタ箱へ放り込むのが同義語になっていますが、フランスでは、原則として軽罪事件では勾留はしない。ただし麻薬犯とか再犯、重罪の場合は勾留がありますが、それ以外は全部在宅です。そのかわり、身分証明書とか銀行預金とかパスポートとか、とにかく人間の移動に必要なものは全部取り上げてしまって、普通の家庭生活を送らせた上で、裁判所に出頭を求めて判決を言い渡す。無罪だったらそのまま。有罪だったら、刑務所に入ることになるわけです。

いずれにしても、少年事件の場合でも、日本では事件が起きると、罪を重くすればいいという議論がまかりとおる。犯罪というのは社会的病理現象ですから、人間の体に病気が起きると同じように、社会的な病気が犯罪になるわけです。社会全体がおかしいから、こういう事件が起きてくるのだと考えないほうがおかしいと思います。神戸の事件でも、まさに社会がおかしいから起きてきていると思います。僕はこういう子どもはたくさんいると思います。夜の10時、11時頃、帰るときに、塾帰りらしい子どもによくあいますが、こういう社会は、尋常じゃないでしょう。そういう子どもが、何かの拍子でおかしくなるのは当たり前だと思いますね。人間の尊厳、基本的人権を基調とする社会にふさわしいシステムをきちんとつくる必要があります。法の分野についていえば、それに当たる人間、裁判官、検事、弁護士を増やすとか、社会心理学等々に熟達した保護司を養成するとか、社会的なシステムをつくらなければいけないと思います。そういうところにお金は使われるべきなので、とんでもないところにばかり金が使われている。その辺のところをもっと我々として考えていかないと、本当に日本という社会は大変なことになるな、とつくづく考えざるを得ない昨今です。

木村 それでは最後に小松先生からまとめの発言をいただいて、終了したいと思います。

小松 では、まとめになるかどうか、一言述べさせていただきます。実際の事件を担当されている2人の先生のお話を興味深く拝聴させていただきました。勉強になりました。

先ほどのプライドの問題ですが、あれは答えづらい質問でなかったかと思います。といいますのは、裁判で刑の判断をするのは裁判官の仕事です。検察官が出す求刑は検察官の意見であって、参考意見なのです。裁判官が事件の内容を十分調べて、刑を決めるわけですが、

普通の刑事事件ですと、検察官の意見よりも重い刑を言い渡すということはめったにありません。あくまでも参考意見だということです。実際には、相場といいますか慣行がありますから、それが大体2割ぐらいということで、検察官があまり職務に熱意がなくなるというようなことはないと思います。

それから、伊藤先生のお話は、問題の少年の立場というものに非常に温かい目でといいたいでしょうか、その少年を本当に考えてのご発言であったと思います。そういう角度からのお話だったと思います。今井先生のお話は、制度としてそういう少年事件をどう扱うか、その角度が非常に強かったと思います。どちらも少年非行を論ずる際に欠かせない視点からのお話だったと思います。

もう一つは、今日は話に出なかったのですが、被害者をどうするかという問題があると思います。それから、江藤先生からもお話がありましたが、こういうのがどんどん出てくるのは社会が悪いのではないか。特に成人、大人の場合は、本人が悪いからそうなったという建前でやっております。それに対して少年の場合には、社会の影響でそういうふうにかざされているのではないか、その影響で非行に走るのではないかという面がもっと強いだろうと思います。その点を考えなければいけないということです。先ほどの渋谷の事件のように、全く成人の犯罪者と同じような被害が発生するわけです。その場合に、やったほうだけ、特に「少年である」ということで、違った尺度といいたいでしょうか、違った基準で見えていくという場合、被害者のことをどう考えるかという問題に対する解答も同時に考えておかなければならないと思います。

私の結論は、法を改正しても完全な法というのはおそらくできないと思います。結局は、人手の問題だろうと思うのです。お金をどう使うか、施設をどれぐらい増やすか、人手をどれぐらいそこへ割くかという問題、これが一番大きいのではないかと思います。

時間がなくなりましたので最後に一言。これは少年法ではないのですが、ある人の言葉を紹介して終わりにしたいと思います。ドイツの刑法学者ですけれども、「最良の刑事政策は最良の社会政策である」と述べております。これで今言ったことの総括の一言にしたいと思いますので、お考えいただければと思います。

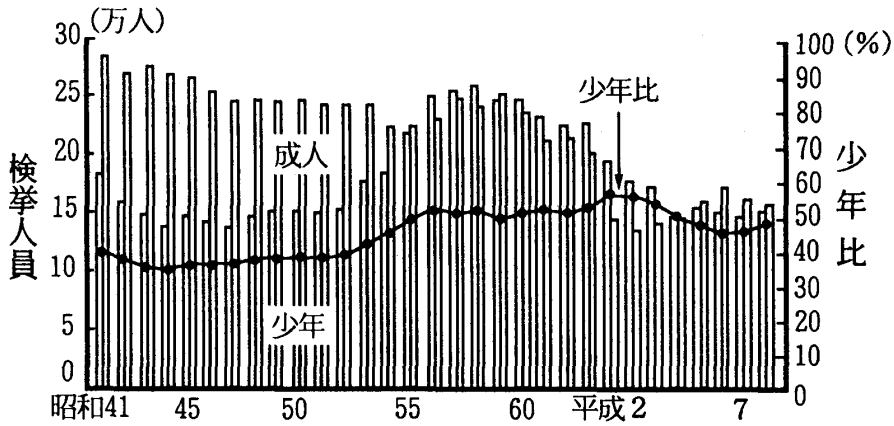
木村 どうもありがとうございました。それではこれで終了させていただきます。また来年は来年らしいトピックでやりたいと思っていますので、ぜひ来年も皆さんお越しく下さい。(拍手)

—— 大変長い時間、どうもありがとうございました。有意義なお話をたくさん伺いまして、今後いろいろな生かしていただければと思います。

—— 以上 ——

I-60図 交通関係業過を除く刑法犯の少年・成人別検挙人員及び少年比の推移

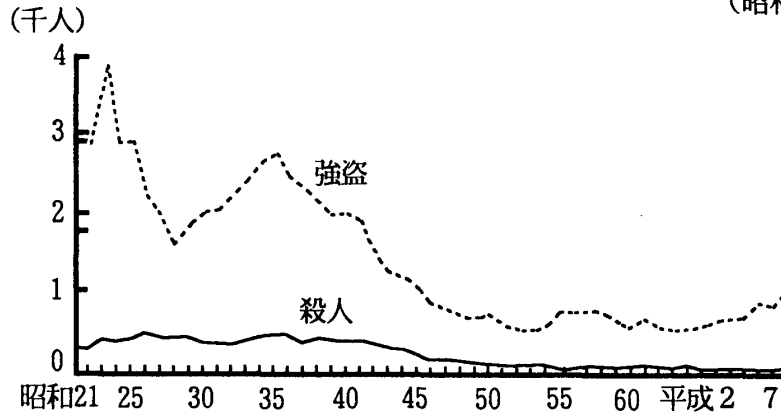
(昭和41年～平成8年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 巻末資料I-1の注7に同じ

I-62図 凶悪犯の少年検挙人員の推移

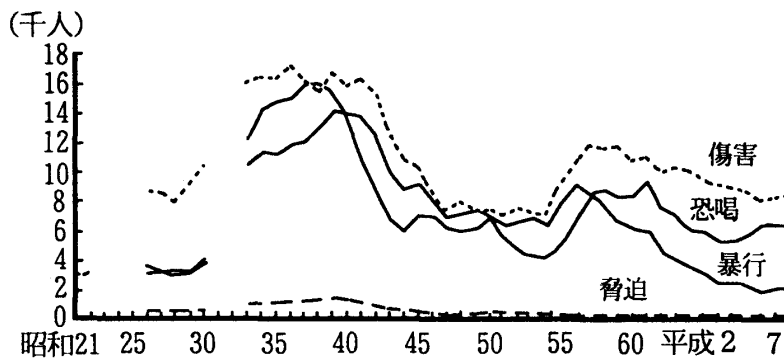
(昭和21年～平成8年)



注 警察庁の統計による。

I-63図 粗暴犯の少年検挙人員の推移

(昭和21年～平成8年)

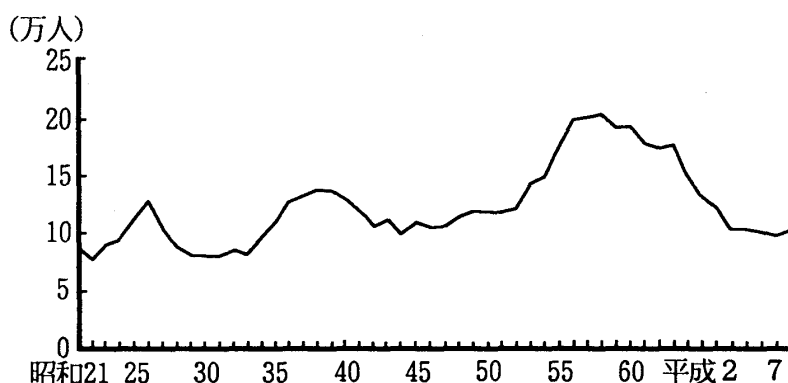


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和25年以前、31年及び32年の数値は、「傷害」の21年及び22年の数値を除き、不詳である。
 3 巻末資料I-15の注2に同じ。

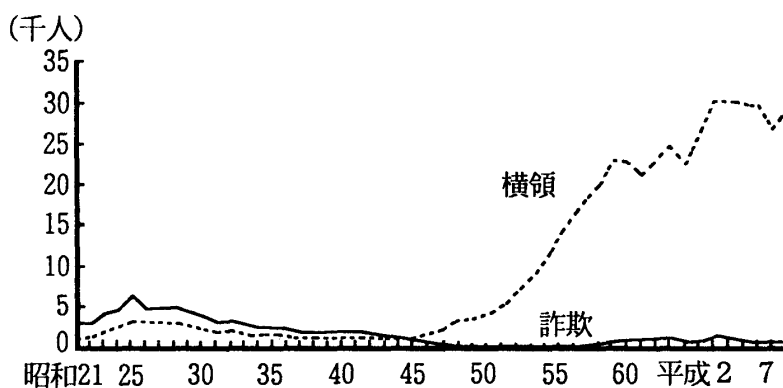
I-64図 財産犯の少年検挙人員の推移

(昭和21年～平成8年)

①窃盗



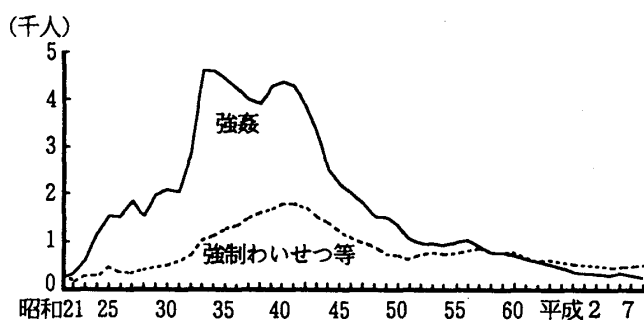
②詐欺・横領



注 警察庁の統計による。

I-65図 性犯罪の少年検挙人員の推移

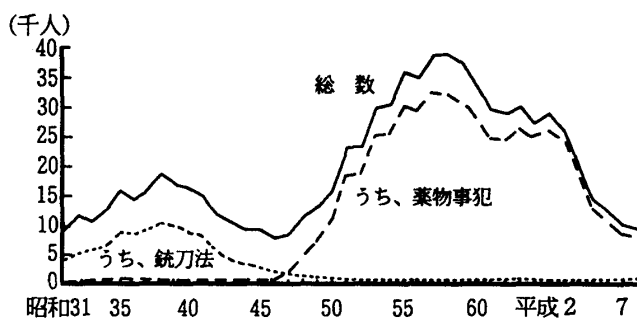
(昭和21年～平成8年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「強制わいせつ等」には、公然わいせつ及びわいせつ物頒布等を含む。

I-66図 少年特別犯の送致人員の推移

(昭和31年～平成8年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 触法少年を除く。
 3 道交違反、道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反を除く。
 4 「薬物事犯」には、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反、大麻取締法違反及び毒劇法違反を含む。

資料：非行少年処遇の流れ

右の図は、非行少年に対する処遇の流れを示したものである。

警察等は、犯罪少年（交通反則金納付事件に係るものを除く。）を検挙した場合、罰金以下の刑に当たる犯罪については、事件を直接家庭裁判所に送致し、それ以外の犯罪については、検察官に送致する。

犯罪少年の事件送致を受けた検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がない場合でも虞犯等で家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、処遇意見を付けて、事件を家庭裁判所に送致する。

触法少年及び14歳未満の虞犯少年については、児童福祉法上の措置を優先させることになる。すなわち、同法によれば、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを都道府県の福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならないとされている。家庭裁判所は、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これらの少年を審判に付することができる。

14歳以上の虞犯少年については、原則として、これを発見した者が家庭裁判所に通告しなければならないとされている。この虞犯少年が18歳未満であるときは、警察官又は保護者は児童相談所に通告することができる。

家庭裁判所は、まず少年に関する調査を実施するが、家庭裁判所調査官に、少年の生い立ち、生活環境等に関する社会調査を行わせるほか、調査及び審判に資するため必要があるときは、少年を少年鑑別所に送致して資質鑑別を求めることができる。少年鑑別所は、少年の身柄を一定期間収容するとともに、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門知識に基づいて少年の資質を鑑別し、その結果は家庭裁判所に提出される。

家庭裁判所は、これらの調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始決定をして事件を終局させ、また、審判を開始するのが相当と認めるときは、審判開始の決定をする。審判の結果、保護処分が付することができず、又は保護処分が付する必要がないと認めるときは、不処分の決定をする。

家庭裁判所は、調査又は審判の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、事件を児童相談所長に送致し、刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致する（ただし、送致のとき、16歳未満の少年については、検察官に送致することができない。）。後者は逆送とも呼ばれ、送致を受けた検察官は、原則として起訴することになっている。起訴された少年に対するその後の処遇の流れは成人の場合と同様であるが、犯行時18歳未満の者に対しては、死刑をもって処断すべきときは無期徒刑を科し、また、無期徒刑をもって処断すべきときは10年以上15年以下において懲役又は禁錮を科すること、少年に対して長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において不定期刑（刑の短期と長期を定める。）を言い渡すこと、成人と区別された少年刑務所等で処遇することなどの特則がある。

家庭裁判所は、審判の結果、保護処分が付することを相当と認める場合には、保護観察、教護院・養護施設送致、少年院送致のいずれかの決定を行う（なお、平成9年6月に公布され10年4月から施行される児童福祉法等の一部改正法によって、教護院は児童自立支援施設に、養護施設は児童養護施設に、それぞれ改称された。）。

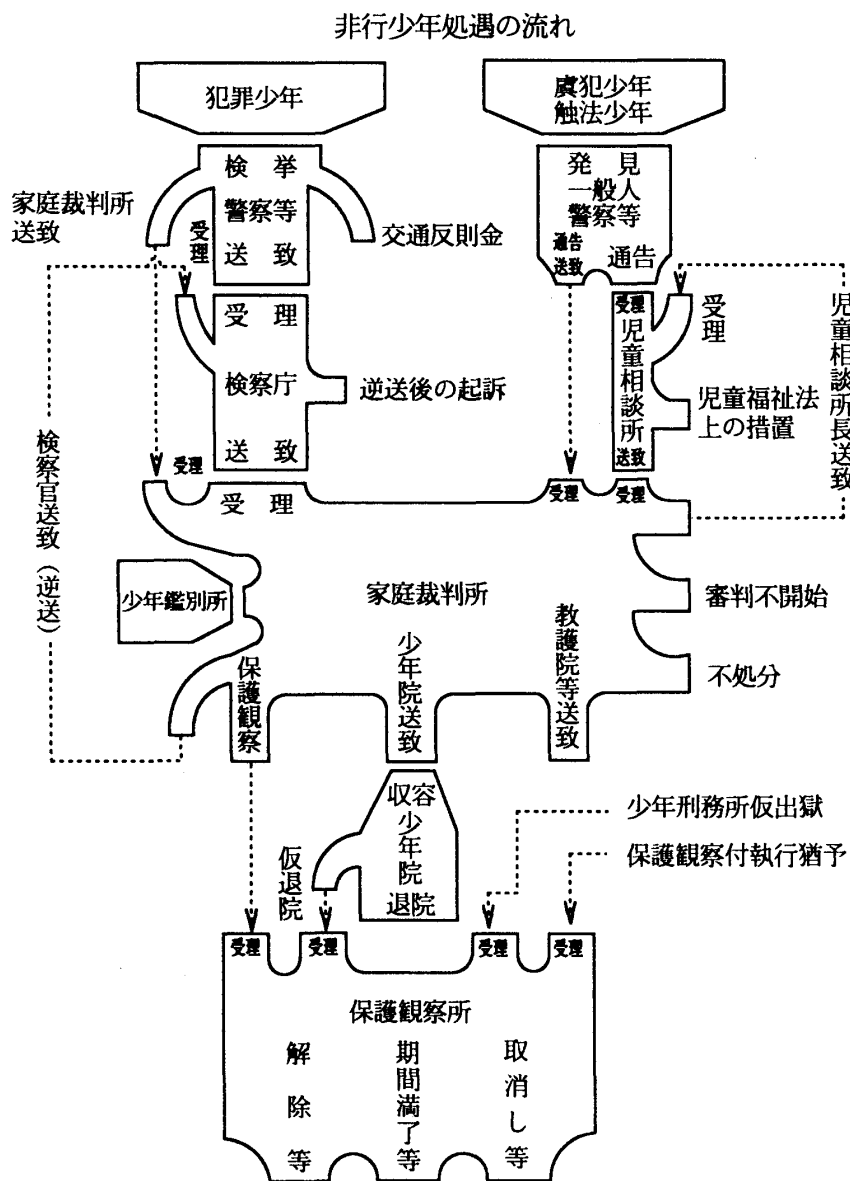
家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年は、原則として、20歳に達するまで、保護観察官及び保護司の指導監督を受け、改善更生のために必要な補導援護を受けるが、その

期間中に行状が安定し、再犯のおそれなくなったと認められた場合は、保護観察の解除等の措置が執られる。

教護院・養護施設送致となった少年は、児童福祉法による施設である教護院（不良行為をなし、又はなすおそれのある児童を教護することを目的とする施設をいう。）又は養護施設（保護者がいない児童、虐待されている児童等の養育保護を行う施設をいう。）に収容される。

少年院送致となった少年は、初等、中等、特別又は医療のいずれかの種別の少年院にそれぞれ収容され、矯正教育を受けつつ更生への道を歩み、仮退院が許可され出院した後は、保護観察に付される。

このほか保護観察に付される少年としては、刑の執行を猶予されて保護観察に付された少年及び少年刑務所等の行刑施設で刑の執行を受け仮出獄した少年がある。



(以上、平成9年版「犯罪白書」より抜粋：今井秀智)

木村 晋介氏資料

- 木村 晋介「賛否法論(26)」週刊読売 97.7.20号 60頁
木村 晋介「賛否法論(28)」週刊読売 97.8.3号 65頁
木村 晋介「賛否法論(30)」週刊読売 97.8.17・24号 125頁
木村 晋介「賛否法論(32)」週刊読売 97.9.7号 71頁
木村 晋介「賛否法論(35)」週刊読売 97.9.28号 99頁
木村 晋介「賛否法論(40)」週刊読売 97.11.2号 111頁

小松 進氏資料

- 「六法全書(平成9年度版)」2777～81頁 有斐閣